# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 1 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230003 | 住登外者宛名番号管理機能と連携し、住登外情報を介護保険システムで利用できること。<br><br>※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること<br>※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする | 本対応を行うにあたり、共通機能（住登外番号付番機能（仮称））とのRestAPI連携が必要となるが、現時点で、本機能開発予定のベンダーが不明な状況であり、開発期間等を考慮しても令和７年度末までの対応が困難である。 | 現行システムでの運用同様に介護保険システムにおいて住登外宛名登録画面を利用し、住登外者の登録管理をすることで事務運用への支障はないと考える。 | 02300126～02300133、02303667、02300149～02300152、02300161～02300162、02303669、02303671～02303675 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。 | 023i068 | 住登外者宛名番号管理機能に、介護保険システムで登録した住登外者情報を連携機能から登録することができない。 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 2 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230003 | 住登外者宛名番号管理機能と連携し、住登外情報を介護保険システムで利用できること。<br><br>※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること<br>※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする | 他の実装必須機能への対応を優先しているため。<br>また、APIの仕組みを活用した住登外情報の連携機能の対応については、新規機能追加となり大規模の開発になることと、運用上の必要性から総合的に判断した結果。 | 住登外者宛名番号管理機能にて採番された住登外情報は、住登外者の被保険者資格取得機能（オンライン）から任意の住登外宛名番号を入力することが可能なため、現行の介護保険システムで住登外情報を利用できる。<br>連携要件への対応が現時点で未実装。 | なし | なし | 031o001<br>031o002 | 連携ID：031o001、031o002を介護保険システムに連携することができない。そのため、介護保険システムにて管理が必要な場合には介護保険システム側で手入力等、個別に登録いただく対応が必要となる。（現行版では住登外情報の管理については手入力で行っていただいており、実務的な影響は無いと想定） | 分類３ | 共通機能（住登外者宛名番号管理機能）との連携に限らず、独自施策システム等で管理する住登外情報の連携も含まれるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 3 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230026 | マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。<br>※1 支援措置対象者に対して、照会側不開示コードが設定されること<br>※2 一括でデータを作成し連携できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携することは可能であるが、機能要件にある「一括でデータを作成し連携できること」について、公金受取口座情報の一括データ作成し連携する機能が存在していない。しかしながら、公金受取口座情報を個別に取得する機能は存在しており、移行後の実装となっても事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 4 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230026 | マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。<br>※1 支援措置対象者に対して、照会側不開示コードが設定されること<br>※2 一括でデータを作成し連携できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携することは可能であるが、機能要件にある「一括でデータを作成し連携できること」について、公金受取口座情報の一括データ作成し連携する機能が存在していない。しかしながら、公金受取口座情報を個別に取得する機能は存在しており、移行後の実装となっても事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 5 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230029 | 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。 | 現行システムにおいても、本連携機能は実装しておらず優先順位を下げております。今後、エンハンスでの対応は継続して実施する方向で検討している機能となりますが、当該機能の開発・実装が令和７年度末までの対応が困難である。 | 現行システムでの運用同様に、以下の手順にて対応することで、事務運用への支障はないと考える。<br>①住民は申請書の「公金受取口座を利用する」欄にチェックし申請を行う。<br>②市町村はパッケージの情報照会機能を利用し口座情報の照会を行う。<br>　公金受取口座は住民による変更や抹消がいつでも可能なことから、申請　の都度、最新情報を取得する。<br>③取得した口座情報を支給先口座としてオンラインより入力。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 6 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230030 | 公金受取口座登録システムから取得した公金受取口座情報が介護保険システムで管理する金融機関マスタデータに未登録の金融機関や店舗を一覧で確認できること。 | 機能ID0230029と同じ | 機能ID0230029と同じ | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 7 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230030 | 公金受取口座登録システムから取得した公金受取口座情報が介護保険システムで管理する金融機関マスタデータに未登録の金融機関や店舗を一覧で確認できること。 | 当社介護保険システムの公金受取口座情報の取得は各種申請入力から個別で取得する方法のため、取得した複数の公金受取口座情報が未登録かどうかを一覧で確認するという要件を実現するためには機能を大きく変更する必要がある。またその対応のために十分な時間が必要であり、令和７年度末までの対応が困難である。 | 公金受取口座の入力画面から現在登録済みの金融機関情報の一覧表示、金融機関情報の検索が可能なため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 8 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230033 | マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。<br>なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和５年１月20日　総務省）」に規定される連携方式３、４により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。<br>申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。<br>【対象事務】<br>・重点計画記載手続（以下、１～11の事務手続き）<br>１）要介護・要支援認定の申請<br>２）要介護・要支援更新認定の申請<br>３）要介護・要支援状態区分変更認定の申請<br>４）居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出<br>５）介護保険負担割合証の再交付申請<br>６）被保険者証の再交付申請<br>７）高額介護（予防）サービス費の支給申請<br>８）介護保険負担限度額認定申請<br>９）居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請<br>10）居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請<br>11）住所移転後の要介護・要支援認定申請<br>・「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和５年１月20日総務省）により実現している事務 | 経過措置として、連携方式３，４による取得を想定しているが、連携方式３「基幹システムの入力画面に申請データ取込機能を実装し、申請データを１件ずつ取り込み、入力画面に申請データを展開する。職員が入力画面に対して申請データ取込操作及び内容確認や必要に応じて補記や訂正を行い、更新する。」対応について、令和７年度末までの対応が困難である。 | 当該機能の経過措置について、連携方式３の入力画面による内容確認について、取り込んだ申請データ(PDF)にて、内容確認を行い、基幹システムデータベースへの登録処理が行えるため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 9 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230033 | マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。<br>なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和５年１月20日　総務省）」に規定される連携方式３、４により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。<br>申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。<br>【対象事務】<br>・重点計画記載手続（以下、１～11の事務手続き）<br>１）要介護・要支援認定の申請<br>２）要介護・要支援更新認定の申請<br>３）要介護・要支援状態区分変更認定の申請<br>４）居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出<br>５）介護保険負担割合証の再交付申請<br>６）被保険者証の再交付申請<br>７）高額介護（予防）サービス費の支給申請<br>８）介護保険負担限度額認定申請<br>９）居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請<br>10）居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請<br>11）住所移転後の要介護・要支援認定申請<br>・「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和５年１月20日総務省）により実現している事務 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能は、手続きオンライン化による利便性向上の機能であるが、他業務の台帳から確認可能であることから、移行後の実装となっても事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 10 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230033 | マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。<br>なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和５年１月20日　総務省）」に規定される連携方式３、４により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。<br>申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。<br>【対象事務】<br>・重点計画記載手続（以下、１～11の事務手続き）<br>１）要介護・要支援認定の申請<br>２）要介護・要支援更新認定の申請<br>３）要介護・要支援状態区分変更認定の申請<br>４）居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出<br>５）介護保険負担割合証の再交付申請<br>６）被保険者証の再交付申請<br>７）高額介護（予防）サービス費の支給申請<br>８）介護保険負担限度額認定申請<br>９）居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請<br>10）居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請<br>11）住所移転後の要介護・要支援認定申請<br>・「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和５年１月20日総務省）により実現している事務 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能は、手続きオンライン化による利便性向上の機能であるが、他業務の台帳から確認可能であることから、移行後の実装となっても事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 11 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230035 | 転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法に規定する個人番号を除く。以下同じ。）のうち関係する情報を取得できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能は、手続きオンライン化による利便性向上の機能であるが、現行の転入時の申請運用で代替可能であることから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。なお、弊社の現行システムを利用している自治体においてもそのように事務を行っている。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 12 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230035 | 転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法に規定する個人番号を除く。以下同じ。）のうち関係する情報を取得できること。 | 他の実装必須機能への対応を優先しているため。<br>また、新規機能追加となり大規模の開発になることと、運用上の必要性から総合的に判断した結果。 | 介護保険法で、市町村に住所を有する者が被保険者となると定められており、転入が確定する前に被保険者資格を付与することはない。また、介護保険制度では受給者が転入しても継続してサービスを受けられるように、前の保険者が「受給資格証明書」を発行し、それを転入先の新しい保険者に提示する仕組みが既にあるため、標準仕様書に記載の要件は運用上必要でないと考えるため。 | なし | なし | 001o013 | 連携ID：001o013を介護保険システムに連携することができない。そのため、介護保険システムにて管理が必要な場合には介護保険システム側で手入力等、個別に登録いただく対応が必要となる。<br>（現行版では転入前情報の管理については行っていない運用のため、実務的な影響は無いと想定） | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 13 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230035 | 転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法に規定する個人番号を除く。以下同じ。）のうち関係する情報を取得できること。 | 各種ガイドラインを参照したが、どのような機能が効果的か不明瞭な点が多いこと、また制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。<br><br>デジタル庁のHPには転入手続の事前準備について、国民健康業務システム、介護業務システムなど並列に記載されているにもかかわらず、介護保険のみ実装必須にしている理由を明確に示していただきたいです。 | 当該機能は、手続きオンライン化による利便性向上の機能であること、また、事前準備が必要な場合はお知らせ機能を使って住民課から必要なシステムへ連絡することが可能なことから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 14 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230036 | マイナポータル等から送信された転入予約情報又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう。）から取得できること。 | 機能ID0230035と同じ | 機能ID0230035と同じ | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 15 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230036 | マイナポータル等から送信された転入予約情報又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう。）から取得できること。 | 他の実装必須機能への対応を優先しているため。<br>また、新規機能追加となり大規模の開発になることと、運用上の必要性から総合的に判断した結果。 | 介護保険法で、市町村に住所を有する者が被保険者となると定められており、転入が確定する前に被保険者資格を付与することはない。また、介護保険制度では受給者が転入しても継続してサービスを受けられるように、前の保険者が「受給資格証明書」を発行し、それを転入先の新しい保険者に提示する仕組みが既にあるため、標準仕様書に記載の要件は運用上必要でないと考えるため。 | なし | なし | 029o001<br>029o002 | 連携ID：029o001、029o002を介護保険システムに連携することができない。そのため、介護保険システムにて管理が必要な場合には介護保険システム側で手入力等、個別に登録いただく対応が必要となる。<br>（現行版では転入前情報の管理については行っていない運用のため、実務的な影響は無いと想定） | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 16 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230036 | マイナポータル等から送信された転入予約情報又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう。）から取得できること。 | 各種ガイドラインを参照したが、どのような機能が効果的か不明瞭な点が多いこと、また制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。<br><br>デジタル庁のHPには転入手続の事前準備について、国民健康業務システム、介護業務システムなど並列に記載されているにもかかわらず、介護保険のみ実装必須にしている理由を明確に示していただきたいです。 | 当該機能は、手続きオンライン化による利便性向上の機能であること、また、事前準備が必要な場合はお知らせ機能を使って住民課から必要なシステムへ連絡することが可能なことから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 17 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230037 | マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて管理できること。 | 機能ID0230035と同じ | 機能ID0230035と同じ | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 18 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230037 | マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて管理できること。 | 他の実装必須機能への対応を優先しているため。<br>また、新規機能追加となり大規模の開発になることと、運用上の必要性から総合的に判断した結果。 | 介護保険法で、市町村に住所を有する者が被保険者となると定められており、転入が確定する前に被保険者資格を付与することはない。また、介護保険制度では受給者が転入しても継続してサービスを受けられるように、前の保険者が「受給資格証明書」を発行し、それを転入先の新しい保険者に提示する仕組みが既にあるため、標準仕様書に記載の要件は運用上必要でないと考えるため。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 19 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230037 | マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて管理できること。 | 各種ガイドラインを参照したが、どのような機能が効果的か不明瞭な点が多いこと、また制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。<br><br>デジタル庁のHPには転入手続の事前準備について、国民健康業務システム、介護業務システムなど並列に記載されているにもかかわらず、介護保険のみ実装必須にしている理由を明確に示していただきたいです。 | 当該機能は、手続きオンライン化による利便性向上の機能であること、また、事前準備が必要な場合はお知らせ機能を使って住民課から必要なシステムへ連絡することが可能なことから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 20 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230038 | 申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号（「ぴったりサービス_外部インターフェース仕様書」に規定する受付番号をいう。）を用いて、対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。 | 機能ID0230035と同じ | 機能ID0230035と同じ | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 21 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230038 | 申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号（「ぴったりサービス_外部インターフェース仕様書」に規定する受付番号をいう。）を用いて、対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。 | 他の実装必須機能への対応を優先しているため。<br>また、新規機能追加となり大規模の開発になることと、運用上の必要性から総合的に判断した結果。 | 介護保険法で、市町村に住所を有する者が被保険者となると定められており、転入が確定する前に被保険者資格を付与することはない。また、介護保険制度では受給者が転入しても継続してサービスを受けられるように、前の保険者が「受給資格証明書」を発行し、それを転入先の新しい保険者に提示する仕組みが既にあるため、標準仕様書に記載の要件は運用上必要でないと考えるため。 | なし | なし | 029o001<br>029o002 | 連携ID：029o001、029o002を介護保険システムに連携することができない。そのため、介護保険システムにて管理が必要な場合には介護保険システム側で手入力等、個別に登録いただく対応が必要となる。（現行版では転入前情報の管理については行っていない運用のため、実務的な影響は無いと想定） | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 22 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230038 | 申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号（「ぴったりサービス_外部インターフェース仕様書」に規定する受付番号をいう。）を用いて、対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。 | 各種ガイドラインを参照したが、どのような機能が効果的か不明瞭な点が多いこと、また制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。<br><br>デジタル庁のHPには転入手続の事前準備について、国民健康業務システム、介護業務システムなど並列に記載されているにもかかわらず、介護保険のみ実装必須にしている理由を明確に示していただきたいです。 | 当該機能は、手続きオンライン化による利便性向上の機能であること、また、事前準備が必要な場合はお知らせ機能を使って住民課から必要なシステムへ連絡することが可能なことから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 23 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230057 | 通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票毎に公印の種類及び印影もしくは“（公印省略）”といった文言を管理できること。<br><br>※1 通知書等の帳票単位に管理できること<br>※2 電子公印の出力有無も管理できること<br>※3 職務代理者の公印も管理できること | 機能要件で規定されている要件のうち、「“（公印省略）”といった文言を管理する機能」が令和７年度末に間に合わない見込みである。<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 「“（公印省略）”」を帳票に印字する機能については「公印省略」と記載した公印イメージを登録することで代替可能であることから移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。なお、現在弊社と協議を行っている自治体に対してもそのように提案している。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 24 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230068 | 介護保険に関わる事業所情報（介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関、適用除外施設等）を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・事業所番号　・事業所名　・事業所名カナ<br>・事業所郵便番号　・事業所住所　・事業所電話番号１<br>・事業所有効開始日　・事業所有効終了日<br><br>※1 同一法人が同一所在地において複数の事業所としての指定を受ける場合には、同一番号を使用できること<br>※2 介護保険事業所番号が付番されていない適用除外施設等の施設や認定調査委託事業者、医療機関等を事業所として管理ができること<br>※3 ※2の管理にて事業所番号は必要に応じて手動での付番もできること<br>※4 ※2の管理にて事業所番号は自動での付番では使用済の番号と重複しないように通番で付番すること<br>※5 ※2の管理にて事業所番号は手動での付番は重複番号を抑止すること（同一法人が複数事業所で指定を受け、同一番号を使用する場合を除く） | 他の実装必須機能への対応を優先しているため。<br>また、新規機能追加となり大規模の開発になることと、指定外の事業者について頻繁に発生するものでは無く、重複抑止は出来ており手入力も可能であることから総合的に判断した結果。 | 介護保険事業所番号が付番されていない事業所に対して、自動付番には対応していない。<br>（自動での介護保険事業所番号が付番されていない適用除外施設等の施設や認定調査委託事業者、医療機関等を事業所の事業所番号は手動で付番する運用（重複抑止も可能））<br>指定外の事業所について運用上頻繁に発生するものではないため、運用回避可能であるが、自動付番の機能について2026年度以降で対応を検討。<br><br>（2.1版で、自動付番についての条件が、指定外の事業者であることが明記された） | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 25 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230076 | 事業所情報の検索において、事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所等で検索できること。<br>また、事業所名、事業所名カナ検索は、対象者の氏名、カナ氏名検索と同様に住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。 | 対象者の氏名、カナ氏名検索について「機能ID:0230182氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。」と記載があるとおり、対象者のあいまい検索においては、異体字や正字も包含した検索は実装が不要である。一方で、事業者情報の検索においては異体字や正字も包含した検索を実装する必要があり、同一システム内で異なるあいまい検索の実装が必要なことから、令和７年度末までの対応が困難である。 | 当該機能のあいまい検索については、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索が実施できなくても、事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所等の検索にて問題なく検索が可能であり、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類２ | 分類２の機能要件上の疑義について、「あいまい検索」に関しては第5.1版にて補記しておりますので、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 26 | 023-1_介護保険_認定審査会システム | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230076 | 事業所情報の検索において、事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所等で検索できること。<br>また、事業所名、事業所名カナ検索は、対象者の氏名、カナ氏名検索と同様に住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。 | 対象者の氏名、カナ氏名検索について「機能ID:0230182氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。」と記載があるとおり、対象者のあいまい検索においては、異体字や正字も包含した検索は実装が不要である。一方で、事業者情報の検索においては異体字や正字も包含した検索を実装する必要があり、同一システム内で異なるあいまい検索の実装が必要なことから、令和７年度末までの対応が困難である。 | 当該機能のあいまい検索については、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索が実施できなくても、事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所等の検索にて問題なく検索が可能であり、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類２ | 分類２の機能要件上の疑義について、「あいまい検索」に関しては第5.1版にて補記しておりますので、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 27 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230076 | 事業所情報の検索において、事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所等で検索できること。<br>また、事業所名、事業所名カナ検索は、対象者の氏名、カナ氏名検索と同様に住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能は、利便性向上の機能であるが、他条件での検索は可能であることから、移行後の実装となっても事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 28 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230076 | 事業所情報の検索において、事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所等で検索できること。<br>また、事業所名、事業所名カナ検索は、対象者の氏名、カナ氏名検索と同様に住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能は、利便性向上の機能であるが、他条件での検索は可能であることから、移行後の実装となっても事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 29 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230076 | 事業所情報の検索において、事業所番号、事業所名、事業所名カナ、住所等で検索できること。<br>また、事業所名、事業所名カナ検索は、対象者の氏名、カナ氏名検索と同様に住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。 | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | サービス事業所名についてのあいまい検索が未実装であるが、通常検索で大半が運用可能であるため。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 30 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230085 | コードマスタを登録・修正・削除・照会できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 各種理由など、自治体独自に定義が必要な情報は管理できる機能を実装しているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 31 | 023-1_介護保険_認定審査会システム | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230087 | 機能・帳票要件及び帳票詳細要件に記載している「パラメタ」は、利用者が変更、照会できること。 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 32 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230094 | 住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。<br><br>・住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。<br>・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。<br>・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。 | 機能ID0230003と同じ | 機能ID0230003と同じ | なし | なし | 031o001 | 住登外者宛名番号管理機能に、介護保険システムで登録した住登外者情報を連携機能から登録することができない。 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 33 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230094 | 住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。<br><br>・住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。<br>・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。<br>・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。 | 他の実装必須機能への対応を優先しているため。<br>また、APIの仕組みを活用した住登外情報の連携機能の対応については、新規機能追加となり大規模の開発になることと、運用上の必要性から総合的に判断した結果。 | 住登外者宛名番号管理機能については、現時点で要件が曖昧で機能追加しても変更が生じる可能性が高いことと、住登外情報を現行の介護保険システムで利用できるため。<br>住登外者の被保険者資格取得機能から、任意の住登外宛名番号を入力することが可能であるため、「要件の考え方・理由」に記載の内容より、2026年度までは現行運用にて対応頂く。 | なし | なし | 023o067<br>023o073<br>023o074<br>023o075 | 連携ID：023o067、023o073、023o074、023o075を介護保険システムに連携することができない。そのため、介護保険システムにて管理が必要な場合には介護保険システム側で手入力等、個別に登録いただく対応が必要となる。（現行版では住登外情報の管理については手入力で行っていただいており、実務的な影響は無いと想定） | 分類３ | 共通機能（住登外者宛名番号管理機能）との連携に限らず、独自施策システム等で管理する住登外情報の連携も含まれるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 34 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230095 | 住民の住所については住民記録システムから取得すること。<br>当該システムにおいて、住所登録が必要な場合は、住所マスタを保持すること。 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 35 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230096 | 対象者の通称名情報を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・通称名　・通称名フリガナ　・氏名優先区分<br><br>※ 住基情報にて管理されている場合、データを連携し介護保険システムにて利用できること | 当社システムは通称名に係る管理項目（通称名、通称名フリガナ、氏名優先区分）を宛名システムで管理しており、宛名システムでは通称名に関する情報は外国人に限定している。そのため、当機能要件の実装は、プログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、対応のために十分な時間が必要である。 | 外国人の通称名の印字については、氏名優先区分の代わりに介護保険システムのパラメータで制御している。また、被保険者証について外国人以外で氏名を変更した い場合（性同一性障害の場合）は画面から氏名を修正できる機能を提供予定のため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 230028 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は任意となっているため影響なし。 | 023o076,023o078 | 連携要件において当該連携IDの実装類型が任意のため影響なし。 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 36 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230110 | 金融機関の統廃合に伴い、金融機関コードや店舗番号等が変更となる対象者や事業者等の口座情報を一括で更新できること。<br><br>※ 他システムを参照し表示している場合は更新の処理は対象外 | 標準化期限（2026年3月）までに機能提供を予定しているが、2025年8月末までの提供は難しいため。 | 現行システムでの運用同様に介護保険システムにおいてオンライン機能を利用し、更新することができるため事務運用への支障はないと考える。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 37 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230115 | 住記世帯としては世帯分離した世帯であっても介護保険制度運営上は住記世帯とは別扱いで同一世帯として扱い、介護世帯として世帯情報を管理できること。<br>※ 介護世帯が登録されている場合、すべての業務で利用するのではなく、法令に従い介護世帯を利用する業務のみで利用できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている介護世帯として世帯情報を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、弊社の現行システムで運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 38 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230115 | 住記世帯としては世帯分離した世帯であっても介護保険制度運営上は住記世帯とは別扱いで同一世帯として扱い、介護世帯として世帯情報を管理できること。<br>※ 介護世帯が登録されている場合、すべての業務で利用するのではなく、法令に従い介護世帯を利用する業務のみで利用できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている介護世帯として世帯情報を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、弊社の現行システムで運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 39 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230122 | 支援措置対象者情報を登録・修正・削除・照会できること。<br>また、該当する対象者に対して、検索時の注意喚起や表示する情報の制限（住所等の非表示）等、必要な配慮ができること。<br><br>※1 住基情報等を参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 住基情報の連携により取得する支援措置対象者情報とは別に管理できること<br>※3 履歴管理できること<br>※4 所属や職員により利用権限設定できること<br><br>【管理項目】<br>・宛名番号　・支援措置開始年月日　・支援措置終了年月日<br>・登録システム　・支援内容　・支援措置区分 | 機能要件のうち、「※2 住基情報の連携により取得する支援措置対象者情報とは別に管理できること」が令和７年度末に間に合わない見込みである。<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 支援措置対象者情報は住基情報（宛名システム）を参照し、システムで注意喚起等を実施しているため、自治体の業務に直ちに影響を与えるものではないことから、移行後の実装となっても支障をきたすものではない。 | 02300187,02300188,02300190,02300191,02303679,02300189,02300192,02300193,02300195,02303680,02300198,02300199,02300200 | 「住基情報の連携により取得する支援措置対象者情報とは別に管理する支援措置対象者情報」をシステムで管理していないため、住基情報（宛名システム）で管理している支援措置対象者情報のみ出力する。<br><br>介護保険システム独自で支援措置対象者情報の管理は現状自治体ではしていないため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 023o089,023o157 | 「住基情報の連携により取得する支援措置対象者情報とは別に管理する支援措置対象者情報」をシステムで管理していないため、住基情報（宛名システム）で管理している支援措置対象者情報のみ出力する。<br><br>介護保険システム独自で支援措置対象者情報の管理は現状自治体ではしていないため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 40 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230176 | 法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに物理削除できること。<br>保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。 | 実装必須機能に対する標準仕様の要件対応を実装することに多くの開発工数を費やしている。そのため、令和７年度末までに間に合わない見込みである。 | 物理削除できないことでディスク容量が増えるため、システム利用料への影響は考えられるが、業務運用への影響はないと考える。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 41 | 023-1_介護保険_認定審査会システム | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230176 | 法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに物理削除できること。<br>保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。 | 実装必須機能に対する標準仕様の要件対応を実装することに多くの開発工数を費やしている。そのため、令和７年度末までに間に合わない見込みである。 | 物理削除できないことでディスク容量が増えるため、システム利用料への影響は考えられるが、業務運用への影響はないと考える。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 42 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230176 | 法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに物理削除できること。<br>保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 43 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230176 | 法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに物理削除できること。<br>保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 物理削除は、慎重に機能を実装する必要があるため、削除してよいデータ、範囲（保存期間）を具体的に標準仕様書上に提示して頂く必要があると考えている。現在は、システムから一律で削除する機能の実装は難しいため、削除のご要望を頂いた市町村様に個別で対応をさせていただくことで対応としている。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 44 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230178 | 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 | 機能ID0230035と同じ | 機能ID0230035と同じ | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 45 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230178 | 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能は、利便性向上の機能であるが、他業務の台帳から確認可能であることから、移行後の実装となっても事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 46 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230178 | 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能は、利便性向上の機能であるが、他業務の台帳から確認可能であることから、移行後の実装となっても事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 47 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230178 | 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 | 他の実装必須機能への対応を優先しているため。<br>また、新規機能追加となり大規模の開発になること、運用上の必要性から総合的に判断した結果。 | 介護保険法で、市町村に住所を有する者が被保険者となると定められており、転入が確定する前に被保険者資格を付与することはない。また、介護保険制度では受給者が転入しても継続してサービスを受けられるように、前の保険者が「受給資格証明書」を発行し、それを転入先の新しい保険者に提示する仕組みが既にあるため、標準仕様書に記載の要件は運用上必要でないと考えるため。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 48 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230178 | 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。 | 各種ガイドラインを参照したが、どのような機能が効果的か不明瞭な点が多いこと、また制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。<br><br>デジタル庁のHPには転入手続の事前準備について、国民健康業務システム、介護業務システムなど並列に記載されているにもかかわらず、介護保険のみ実装必須にしている理由を明確に示していただきたいです。 | 当該機能は、手続きオンライン化による利便性向上の機能であること、また、事前準備が必要な場合はお知らせ機能を使って住民課から必要なシステムへ連絡することが可能なことから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第5.0版にて、実装区分を標準オプション機能へ変更済のため、検討対象外とします。 |
| 49 | 023-1_介護保険_認定審査会システム | 一般市 | | 0230200 | ＥＵＣ機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するＥＵＣ機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。<br>ＥＵＣ機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（介護保険システム）」の規定に従うこと。（介護保険システムとＥＵＣ機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。）<br>なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。<br>・支援措置対象者（介護保険システム又は認定審査会システムで管理する支援措置対象者を含む）が含まれている場合は気づけること | 大規模の開発になる事、他の実装必須機能への対応を優先しており対応順序を総合的に判断した結果。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 50 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230213 | 通知書等において、マスタ管理している電子公印もしくは”（公印省略）”といった文言に応じて印字できること。<br>なお、電子公印もしくは”（公印省略）”といった文言は複数管理でき、必要に応じて切り替えができること。 | 機能要件で規定されている要件のうち、「”（公印省略）”といった文言に応じて印字する機能」が令和７年度末に間に合わない見込みである。<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 「”（公印省略）”」を帳票に印字する機能については「公印省略」と記載した公印イメージを登録することで代替可能であることから移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。なお、現在弊社と協議を行っている自治体に対してもそのように提案している。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 51 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230215 | 通知書等において、対象者氏名には氏名優先区分の設定に応じて氏名、通称名等を出力できること。<br><br>※1 外国人の場合は通知書と証等の外部帳票すべてを対象とする<br>※2 性同一性障害を有する被保険者の場合は証のみを対象とする<br>※3 ※1の印字内容は住民記録システム標準仕様書に準拠する<br>※4 ※2の印字内容は機能ID 0230096における氏名優先区分の設定内容に応じて出力すること | 当社システムは通称名に係る管理項目（通称名、通称名フリガナ、氏名優先区分）を宛名システムで管理しており、宛名システムでは通称名に関する情報は外国人に限定している。そのため、当機能要件の実装は、プログラムの根幹に影響を及ぼすものであり、対応のために十分な時間が必要である。 | 外国人の通称名の印字については、氏名優先区分の代わりに介護保険システムのパラメータで制御している。また、被保険者証について外国人以外で氏名を変更したい場合（性同一性障害の場合）は画面から氏名を修正できる機能を提供予定のため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 230028 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は任意となっているため影響なし。 | 023o076,023o078 | 連携要件において当該連携IDの実装類型が任意のため影響なし。 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 52 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230225 | 大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。<br>二次元コード（カスタマバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 従前のシステムでは未実装であるが運用出来ており、ケースとしては多くないものと考えられるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 53 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230225 | 大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。<br>二次元コード（カスタマバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 従前のシステムでは未実装であるが運用出来ており、ケースとしては多くないものと考えられるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 54 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230238 | 出力済の帳票を発行履歴から指定し、出力した時点の帳票と同じ内容で再出力できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 帳票の再出力機能より代替可能であることから移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 55 | 023-1_介護保険_認定審査会システム | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230242 | 通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。<br><br>※1 各帳票のシステム印字項目単位に設定できること<br>※2 印字有無、文言を設定できること<br>※3 文言は、次の管理ができること<br>・複数行（改行付き）を管理できること<br>・先頭文字に全角空白文字を設定できるなどインデントに対応できること<br>・半角文字、英数、記号など、一般的な通知書における文言に対応できること<br>※文字の強調（ボールド、アンダーライン、文字サイズ等）は含まない | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 56 | 023-1_介護保険_認定審査会システム | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230244 | 通知書等への印字項目等を管理できること。<br><br>※1 各帳票のシステム印字項目単位に設定できること<br>※2 印字有無、印字する管理項目、前付加文言、後付加文言を設定できること<br>※3 システム印字項目１箇所に対して※2を複数設定できること<br>※4 ※3にて複数設定された場合、設定単位に改行を付与して印字されること | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 57 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230279 | 自市区町村の施設への入退所者情報を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・施設入所日　・施設退所日<br>・入所施設コード（事業所番号）<br>・施設入所区分コード　・施設退所事由コード | 当該管理項目の「施設退所事由コード」は、基本データリスト上ユーザにて任意に設定・追加が可能となっているコードとして定義されている。そのため、機能ID:0230085のコードマスタも合わせて対応が必要となる。コードマスタの対応は十分な時間の確保が必要となるため、令和７年度末までの対応が困難である。なお、機能要件で規定されている管理項目のうち、「施設退所事由コード」のみが未実装。それ以外の機能要件の内容は対応済み。 | 当該管理項目の「施設退所事由コード」は副次的な項目であるため、自治体の事務運用に影響なしと考える。 | 2300944 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は任意となっているため影響なし。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 58 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230280 | 旧措置者（特別養護老人ホームの旧措置入所者）の情報を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・旧措置終了日 | 他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。なお、機能要件で規定されている管理項目のうち、「旧措置終了日」のみが未実装。それ以外の機能要件の内容は対応済み。 | 以下の理由により、自治体の事務運用に影響なしと考える。<br>・旧措置入所者とは2000年以前に入所していたケースとなり、20年以上前の情報を管理することになる。<br>・現行システムにおいて、旧措置入所者の該非は管理可能。<br>・現行システムにおいて、施設の退所日は管理可能。 | 2300945 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は任意となっているため影響なし。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 59 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230286 | 「介護保険被保険者証」を出力できること。<br><br>※ 要介護／要支援認定の申請中の場合は出力できないこと<br><br>■帳票詳細要件 シート：資格-04■ | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 発行機能、証のレイアウトについては対応済みですが、認定履歴を選択せずに発行した場合に最新の被保険者証が出るため、選択有無のチェックを実施する対応を行います。<br>チェックを実施していない状態であっても運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 60 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230295 | 「介護保険資格者証」「介護保険被保険者証」「介護保険負担限度額認定証」「介護保険負担割合証」等の再交付・返還（回収）状況情報を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・証交付状況コード　・証交付日<br>・証交付申請区分コード　・証交付申請状況コード<br>・証交付理由コード　・証有効期限日※　・証交付決定日<br>・証返還（回収）日　・証帳票コード<br><br>※「介護保険資格者証」の場合のみ | 機能要件で規定されている証の種類のうち、「介護保険負担限度額認定証」の再交付・返還（回収）状況情報の管理が令和７年度末に間に合わない見込みである。<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 「介護保険負担限度額認定証」の再交付・返還（回収）状況情報についてはメモ機能を活用することで代替可能であることから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02300967,02300988,02300989,02300970,02300971,02300991,02300974,02300993,02300972 | 基本データリストにおいて「介護保険負担限度額認定証」に係る当該データ項目のうち、データ出力条件が必須となっている項目「02300967　被保険者番号」、「02300972　証帳票ID」、「02300988　証交付状況コード」は当該管理項目を管理しないため出力できない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 61 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230301 | 住所地特例者の情報を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・宛名番号　・被保険者番号　・施設入所日　・施設退所日<br>・適用開始日　・適用終了日　・施設入所区分コード<br>・入所施設コード（事業所番号）　・施設入所前郵便番号<br>・施設入所前住所　・施設所在保険者番号　・施設退所事由コード<br><br>※1 履歴管理できること<br>※2 入所施設の変更ができ、住所地特例者の管理が継続できること | 当該管理項目の「施設退所事由コード」は、基本データリスト上ユーザにて任意に設定・追加が可能となっているコードとして定義されている。そのため、機能ID:0230085のコードマスタも合わせて対応が必要となる。コードマスタの対応は十分な時間の確保が必要となるため、令和７年度末までの対応が困難である。なお、機能要件で規定されている管理項目のうち、「施設退所事由コード」のみが未実装。それ以外の機能要件の内容は対応済み。 | 当該管理項目の「施設退所事由コード」は副次的な項目であるため、自治体の事務運用に影響なしと考える。 | 2300944 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は任意となっているため影響なし。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 62 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230361 | 被保険者単位で仮算定の登録・照会ができること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・賦課年度　・調定年度　・賦課期日　・算出額<br>・年間保険料額　・徴収方法区分コード　・特別徴収義務者コード<br>・年金コード　・保険料段階※2　・賦課更正日<br>・期別保険料額（期別、期割額、納期限、期割更正日、期別調定月）<br>・通知書決定理由コード　・納入通知書発行日　・基礎年金番号<br>・特別徴収依頼日　・特別徴収中止依頼作成日　・仮徴収額変更依頼作成日<br>・保険料段階の算出根拠（本人課税区分コード、世帯課税区分コード１～５、生活保護区分コード、老齢福祉年金受給の有無コード、公的年金等の収入金額、合計所得金額）<br><br>※1 履歴管理できること<br>※2 有資格月ごとに管理できること | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは被保険者単位で仮算定の照会が可能です。<br>仮算定の登録は、年度処理として一括で算定・登録する運用の想定でありますが、現状運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 63 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230400 | 保険料徴収猶予の状態（申請、決定、却下等）の登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・賦課年度　・徴収猶予申請日<br>・徴収猶予決定区分コード　・徴収猶予決定年月日<br>・徴収猶予取消年月日　・決定理由コード※1<br>・徴収猶予決定明細（期別、期割額、徴収猶予期間開始、徴収猶予期間終了）<br>・徴収猶予取消明細（期別、期割額、取消前徴収猶予期限、取消後納期限）<br>・期別調定月　・徴収猶予承認不承認通知日　・徴収猶予取消通知日<br><br>※1 徴収猶予取消の場合を含む<br>※2 履歴管理できること | 標準化期限（2026年3月）までに機能提供を予定しているが、一部要件のみ、2025年8月末までの提供は難しいため。<br><br>※対象となる要件<br>・「保険料徴収猶予の状態の削除できること。」 | ・「保険料徴収猶予の状態の削除できること。」<br>削除は行えないが、却下もしくは取消を行うことは可能であるため、処履歴データは残るが、業務上の影響は無いと考える。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 64 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230409 | 保険料納付原簿への記録事項を中心とした、被保険者の保険料収納状況に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・収納区分コード<br>・収納状況※1（賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、収納額（保険料、督促手数料、延滞金）、未納額（保険料、督促手数料、延滞金）、納期限、収納年月日、領収年月日、納付区分コード、過誤納年度、発生過誤納金額、発生過誤納延滞金額、発生過誤納手数料額、過誤納金額、還付済額、還付未済額、還付年月日、還付加算金、充当額（保険料、督促手数料、延滞金）、充当先期別、充当年月日、当該年度初回納期限、過誤納発生年月日、還付時効日、調定月、年金保険者コード、還付充当管理番号）<br>・振替口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ）<br><br>※1 法145条及び規則159条に規定されている、保険料納付原簿への記録事項<br>ただし、給付額減額情報は受給者管理事業にて管理する情報を参照するため、ここでは管理項目としない<br>※2 履歴管理できること | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたこと、同じ内容の改修を次期システムにも反映する必要が生じたことにより、開発スケジュールの一部をそれらの対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「還付時効日」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>還付の時効管理については、「雑収入への繰入処理」を既に実装しており、還付時効の代替として、当処理の定期的な実施により、時効期間経過を判断することで運用回避することが考えられる。 | 02301226<br>02301227 | 還付時効起算日、還付時効日（ともに任意項目）を設定できない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 65 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230420 | 収納消込データにおける二重消込等のエラーチェックが行えること。 | 標準化期限（2026年3月）までに機能提供を予定しているが、2025年8月末までの提供は難しいため。 | 収納消込データをバッチ処理にて取込む前に、更新を行わずに処理結果を事前確認できる「収納消込前チェック」を実装しており、こちらを事前走行頂くことで消込結果を事前確認頂くことが可能。このため、業務上の影響は無いと考える。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 66 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230433 | 過誤納金に対する還付・充当に関して登録・修正・削除・照会ができること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・過誤納発生事由コード　・賦課年度　・調定年度<br>・過誤納年度　・還付充当管理番号　・過誤納整理番号<br>・過誤納金額合計　・充当金額合計　・還付加算金合計　・還付金額合計<br>・過誤納金の内訳（徴収方法区分コード、期別、過誤納金額、過誤納督促手数料額、過誤納延滞金額、収納額（保険料、延滞金、督促手数料）、領収年月日、年金返納額）<br>・還付充当区分コード　・支出決定日<br>・還付（還付金額、還付未済額、還付加算金、還付時効日）<br>・充当金額の内訳（充当先賦課年度、充当先調定年度、充当先期別、充当金額（保険料、督促手数料、延滞金））<br><br>※1 還付充当の保留ができること<br>※2 履歴管理できること | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたこと、同じ内容の改修を次期システムにも反映する必要が生じたことにより、開発スケジュールの一部をそれらの対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「還付時効日」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>還付の時効管理については、「雑収入への繰入処理」を既に実装しており、還付時効の代替として、当処理の定期的な実施により、時効期間経過を判断することで運用回避することが考えられる。 | 02301226<br>02301227 | 還付時効起算日、還付時効日（ともに任意項目）を設定できない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 67 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230444 | 還付金の支払に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号<br>・還付口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、公金口座区分コード）<br>・還付請求情報（賦課年度、調定年度、期別、還付済額、還付未済額、還付加算金、還付年月日、還付請求者（氏名、住所、電話番号、関係コード）、還付充当管理番号）<br>・受付年月日　・還付支払方法区分コード<br><br>※ 履歴管理できること | 標準化期限（2026年3月）までに機能提供を予定しているが、一部要件のみ、2025年8月末までの提供は難しいため。<br><br>※対象となる要件<br>・受付年月日 | ・受付年月日<br>受付年月日を起算とする算定処理は無く、被保険者に送付する帳票に出力する値ではないため、還付業務上、直ちに支障をきたすものではないと考える。 | 2301251 | 受付年月日（任意項目）を設定できない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 68 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230448 | 保険料還付および還付加算金の時効の把握が行えること。 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたこと、同じ内容の改修を次期システムにも反映する必要が生じたことにより、開発スケジュールの一部をそれらの対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 還付の時効管理については、「雑収入への繰入処理」を既に実装しており、還付時効の代替として、当処理の定期的な実施により、時効期間経過を判断することで運用回避することが考えられる。 | 02301226<br>02301227 | 還付時効起算日、還付時効日（ともに任意項目）を設定できない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 69 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230460 | 滞納者の情報が登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号<br>・連帯納付義務者（続柄コード、氏名、住所、連帯納付義務者番号）<br>・滞納期別（賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、収納額、滞納額、納期限、督促手数料、督促手数料収納額、延滞金、延滞金収納額、保険料不納欠損有無コード、不納欠損事由コード、督促手数料不納欠損有無コード、延滞金不納欠損有無コード、不納欠損額、保険料収納日、調定月）<br>・滞納処分状況（処分執行日、処分解除日、処分事由コード、処分コード、処分内容、執行停止有無コード、執行停止区分コード、処分解除事由コード、処分解除事由）<br>・交渉記録<br><br>※ 履歴管理できること | 標準化期限（2026年3月）までに機能提供を予定しているが、一部要件のみ、2025年8月末までの提供は難しいため。<br><br>※対象となる要件<br>・延滞金不納欠損有無コード | ・延滞金不納欠損有無コード<br>時効で欠損する場合、処分管理情報に延滞金減免を登録することで運用回避することが可能であるため、業務上の影響は無いと考える。 | 2304560 | 延滞金不納欠損有無コード（任意項目）を設定できない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 70 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230460 | 滞納者の情報が登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号<br>・連帯納付義務者（続柄コード、氏名、住所、連帯納付義務者番号）<br>・滞納期別（賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、収納額、滞納額、納期限、督促手数料、督促手数料収納額、延滞金、延滞金収納額、保険料不納欠損有無コード、不納欠損事由コード、督促手数料不納欠損有無コード、延滞金不納欠損有無コード、不納欠損額、保険料収納日、調定月）<br>・滞納処分状況（処分執行日、処分解除日、処分事由コード、処分コード、処分内容、執行停止有無コード、執行停止区分コード、処分解除事由コード、処分解除事由）<br>・交渉記録<br><br>※ 履歴管理できること | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 滞納者の情報の管理については実装済みであるが、延滞金時効の管理機能について一部未実装である。<br>2025年度内にリリースする機能を現地適用頂いた以降は運用可能。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 71 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230483 | 滞納者に対する催告を目的とした通知が出力できること。<br><br>※1 帳票詳細要件・帳票レイアウトについては、税務システム標準仕様書（滞納管理）における「帳票ID:0150460 帳票名称:フリー催告書」に準拠する形とする<br>ただし、「納税義務者」「課税」等、税務特有の項目名については、適宜保険料に適する項目名に読み替えることとする<br>※2 整理番号については「被保険者番号」を印字する（右上部の催告日と併せて、対象者及び通知の特定に使用する） | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 催告書は発行可能だが、適用するまでは、催告書の様式について税務システム標準仕様書（滞納管理）における「帳票ID:0150460 帳票名称:フリー催告書」に準拠する形ではない様式となる。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 72 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230494 | 督促や催告等を考慮した保険料徴収の時効管理ができること。<br><br>【管理項目】<br>・時効管理番号　・時効更新日　・時効更新事由コード<br>・時効の完成猶予決定日　・時効完成猶予事由コード<br>・時効年月日　・時効停止開始日　・時効停止終了日<br>・時効起算日原因区分コード<br>・延滞金時効更新日　・延滞金時効更新事由コード<br>・延滞金時効の完成猶予決定日　・延滞金時効年月日<br>・延滞金時効完成猶予事由コード　・延滞金時効起算日原因区分コード<br>・催告日 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたこと、同じ内容の改修を次期システムにも反映する必要が生じたことにより、開発スケジュールの一部をそれらの対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 保険料徴収の時効管理については、「不納欠損処理」を既に実装しており、保険料徴収の時効の代替として、当処理の定期的な実施により、時効期間経過を判断することで運用回避することが考えられる。 | 02301352～02301387、02304574～02304616 | 時効関連の項目（必須、任意の各項目を含む）を設定できない。 | 023o208 | 収納は統合収納側での管理とし、滞納は介護側での管理とする運用形態の場合、統合収納管理システムに対して、時効管理情報の連携インタフェースを提供できない。<br>ただし、収納部分のみを統合収納とする団体様は無いと想定しており、影響はない認識。 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 73 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230494 | 督促や催告等を考慮した保険料徴収の時効管理ができること。<br><br>【管理項目】<br>・時効管理番号　・時効更新日　・時効更新事由コード<br>・時効の完成猶予決定日　・時効完成猶予事由コード<br>・時効年月日　・時効停止開始日　・時効停止終了日<br>・時効起算日原因区分コード<br>・延滞金時効更新日　・延滞金時効更新事由コード<br>・延滞金時効の完成猶予決定日　・延滞金時効年月日<br>・延滞金時効完成猶予事由コード　・延滞金時効起算日原因区分コード<br>・催告日 | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 滞納者の情報の管理については実装済みであるが、延滞金時効の管理機能について一部未実装である。<br>2025年度内にリリースする機能を現地適用頂いた以降は運用可能。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 74 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230529 | 被保険者の負担限度額の申請・認定について、以下の限度額申請・認定情報が登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・限度額申請日　・減免状態区分コード　・被保険者番号<br>・収入等に関する申告（生保老福区分コード、非課税80万以下区分コード、非課税120万以下区分コード、非課税120万超区分コード）<br>・預貯金等に関する申告（収入等預貯金等申告該当区分コード※2、預貯金額、有価証券額、その他額、その他額内容）<br>・限度額認定日　・限度額開始日　・限度額終了日<br>・食費施設負担限度額決定額　・食費短期負担限度額決定額<br>・居住費負担限度額（ユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室（特養等）、従来型個室（老健・医療院等）、多床室）<br>・特入認定結果理由※1　・特定入所者介護サービス区分コード<br>・決定通知書発行日<br><br>※1 特入認定結果理由は、却下の場合に必ず設定すること<br>※2 収入等預貯金等申告該当区分コードは、預貯金、有価証券等の金額の合計が基準額以下であることを表す区分（該当／非該当）を管理できること<br>基準額は以下のとおり（申請書に記載あり）<br>老福　：1,000万円（夫婦は2,000万円）<br>非課税80万以下：　650万円（夫婦は1,650万円）<br>非課税120万以下：　550万円（夫婦は1,550万円）<br>非課税120万超　：　500万円（夫婦は1,500万円）<br>第２号被保険者：1,000万円（夫婦は2,000万円）<br>※3 履歴管理できること | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 機能自体は実装出来ていますが、預貯金に関する項目について追加が必要です。<br>現行システムでは未実装ですが、メモなどで管理することで運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 75 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230533 | 各種減免（利用者負担額減額・免除、利用者負担額減額・免除（旧措置入所者）、社会福祉法人等利用者負担軽減、訪問介護利用者負担額減額、負担限度額、特定負担限度額）について、認定証の発行履歴が登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・証交付日　・証有効開始日　・証有効期限日　・証交付決定日<br>・証交付状況コード　・証交付理由コード　・証帳票ID | 各種減免認定証の発行履歴の管理が令和７年度末に間に合わない見込みである。なお、機能要件に規定されている管理項目のうち、「証交付日」、「証有効開始日」、「証有効期限日」は対応済み。それ以外の管理項目について未実装である。<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 未実装の管理項目は主に、再交付・返還（回収）状況情報となるが、これらについてはメモ機能を活用することで代替可能であることから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02300967,02300988,02300989,02300970,02300971,02300991,02300974,02300993,02300972 | 基本データリストにおいて「介護保険負担限度額認定証」に係る当該データ項目のうち、データ出力条件が必須となっている項目「02300967　被保険者番号」、「02300972　証帳票ID」、「02300988　証交付状況コード」は当該管理項目を管理しないため出力できない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 76 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230595 | 保険給付支払の一時差止を受けた被保険者が滞納保険料額を納付しない場合に一時差止を行った申請の支給額の全額もしくは一部の金額の控除を行うことについて、以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・控除適用予告決定日　・控除適用決定日<br>・控除予告通知書発行日　・控除通知書発行日<br>・一時差止めの給付費の内容（利用月、サービスの種類、給付額）<br>・控除保険料額（賦課年度、調定年度、期別、保険料額、控除保険料額、納期限）<br>・滞納保険料控除後の保険給付支給額<br><br>※ 履歴管理できること | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護保険給付の支払一時差止予告通知書（受給-42：0230110）について、帳票追加を行った際に機能変更する可能性がある。<br>2025年度内にリリースする機能を現地適用頂いた以降は運用可能。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 77 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230597 | 保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間がある被保険者に対する、保険給付における給付額の減額について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・給付額減額予告決定日　・給付額減額決定日<br>・給付額減額予告通知書発行日　・給付額減額通知書発行日<br>・給付額減額の措置を行う期間（開始日、終了日）<br>・納付済期間　・給付制限状態区分コード<br><br>※1 履歴管理できること<br>※2 保険料の滞納期間が２年以上経過した被保険者について、過去に給付額減額を適用している算定済の期間は、新たな期間計算においては、算定対象としないこと | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 管理項目として「給付額減額決定日」を管理出来ておりませんが、<br>現行システムでは、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 78 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230597 | 保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間がある被保険者に対する、保険給付における給付額の減額について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・給付額減額予告決定日　・給付額減額決定日<br>・給付額減額予告通知書発行日　・給付額減額通知書発行日<br>・給付額減額の措置を行う期間（開始日、終了日）<br>・納付済期間　・給付制限状態区分コード<br><br>※1 履歴管理できること<br>※2 保険料の滞納期間が２年以上経過した被保険者について、過去に給付額減額を適用している算定済の期間は、新たな期間計算においては、算定対象としないこと | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護保険給付の支払一時差止予告通知書（受給-42：0230110）について、帳票追加を行った際に機能変更する可能性がある。<br>2025年度内にリリースする機能を現地適用頂いた以降は運用可能。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 79 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230602 | 法６３条（刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁）、６４条（自らの原因と責任で要介護等状態になった）、６５条（法２３条の規定による文書提出等を拒否）の規定に該当する被保険者への保険給付の制限について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・給付制限適用決定日　・適用期間（開始日、終了日）<br>・給付制限状態区分コード<br>※ 履歴管理できること | 他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 法６３条（刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁）、６４条（自らの原因と責任で要介護等状態になった）、６５条（法２３条の規定による文書提出等を拒否）については、メモ機能を活用することで代替可能であることから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302006,02302007,<br>02302008,02302009,<br>02303981,02303982,<br>02303983,02302010,<br>02302011,02302012,<br>02302013,02303984,<br>02303985,02303986,<br>02302014,02302015,<br>02302016 | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 80 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230607 | 給付制限対象者の情報を一覧で確認できること。また、対象者について生活保護受給者（生活保護との境界層措置の該当者を含む）か否かの確認ができること。 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 81 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230614 | 保険給付の支払の一時差止に関する通知として、以下を出力できること。<br><br>＜介護保険給付の支払一時差止予告通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：受給-42■<br>＜介護保険給付の支払一時差止等予告通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：受給-43■<br>※ 第２号被保険者向けの支払一時差止予告通知書<br>＜介護保険給付の支払一時差止通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：受給-44■<br>＜介護保険給付の支払一時差止等処分通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：受給-45■<br>※ 第２号被保険者向けの支払一時差止通知 | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護保険給付の支払一時差止予告通知書（受給-42：0230110）について、2025年度内のリリースを現地適用頂くまでは発行できない。<br>（これまでは、予告の運用を行っていなかったか、もしくは運用頻度が低いため、システム外で発行していたと想定） | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 82 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230618 | 介護保険滞納保険料控除に関する通知として、以下を出力できること。<br><br>＜介護保険滞納保険料控除予告通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：受給-46■<br>＜介護保険滞納保険料控除通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：受給-47■ | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護保険滞納保険料控除予告通知書（受給-46：0230114）について、2025年度内のリリースを現地適用頂くまでは発行できない。<br>（これまでは、予告の運用を行っていなかったか、もしくは運用頻度が低いため、システム外で発行していたと想定） | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 83 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230621 | 介護保険給付額減額に関する通知として、以下を出力できること。<br><br>＜介護保険給付額減額予告通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：受給-49■<br>＜介護保険給付額減額通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：受給-50■ | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護保険給付額減額予告通知書（受給-49：0230117）について、2025年度内のリリースを現地適用頂くまでは発行できない。<br>（これまでは、予告の運用を行っていなかったか、もしくは運用頻度が低いため、システム外で発行していたと想定） | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 84 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230837 | 介護給付費単位数表情報について、登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・サービス種類コード　・サービス項目コード<br>・適用開始年月日　・適用終了年月日<br>・サービス略称　・単位数（合成単位数）<br><br>※ 履歴管理できること | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 85 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230837 | 介護給付費単位数表情報について、登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・サービス種類コード　・サービス項目コード<br>・適用開始年月日　・適用終了年月日<br>・サービス略称　・単位数（合成単位数）<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・適用開始年月日　・適用終了年月日・単位数（合成単位数）」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・適用開始年月日　・適用終了年月日・単位数（合成単位数）」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302156,<br>02302157,<br>02302159 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 86 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230837 | 介護給付費単位数表情報について、登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・サービス種類コード　・サービス項目コード<br>・適用開始年月日　・適用終了年月日<br>・サービス略称　・単位数（合成単位数）<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・適用開始年月日　・適用終了年月日・単位数（合成単位数）」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・適用開始年月日　・適用終了年月日・単位数（合成単位数）」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302156,<br>02302157,<br>02302159 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 87 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230839 | 介護給付費単位数表情報を一覧で確認できること。 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 88 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230840 | 居宅サービス費区分支給限度額について、登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・支給限度額管理区分コード　・支給限度額サービス区分コード<br>・サービス種類コード　・要介護状態区分コード　・支給限度基準額<br>・限度額上乗せ量　・有効開始日　・有効終了日<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「限度額上乗せ量」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「限度額上乗せ量」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 2302173 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 89 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230840 | 居宅サービス費区分支給限度額について、登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・支給限度額管理区分コード　・支給限度額サービス区分コード<br>・サービス種類コード　・要介護状態区分コード　・支給限度基準額<br>・限度額上乗せ量　・有効開始日　・有効終了日<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「限度額上乗せ量」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「限度額上乗せ量」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 2302173 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 90 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230840 | 居宅サービス費区分支給限度額について、登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・支給限度額管理区分コード　・支給限度額サービス区分コード<br>・サービス種類コード　・要介護状態区分コード　・支給限度基準額<br>・限度額上乗せ量　・有効開始日　・有効終了日<br><br>※ 履歴管理できること | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「限度額上乗せ量」について令和７年度末に間に合わない見込みである。<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該管理項目の「限度額上乗せ量」の利用は限定的と捉えているため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 2302173 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は任意となっているため影響なし。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 91 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230849 | 特定入所者介護サービス費負担限度額について、登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・特定入所者介護サービス区分コード<br>・利用者負担段階コード　・実質的負担軽減対象区分コード<br>・有効開始日　・有効終了日<br>・食費（（介護予防）短期入所生活（療養）介護）<br>・食費（その他のサービス）<br>・居住費（ユニット型個室）<br>・居住費（ユニット型個室的多床室）<br>・居住費（従来型個室（特養等））<br>・居住費（従来型個室（老健・医療院等））<br>・居住費（多床室（特養等））<br>・居住費（多床室（老健・療養等））<br>・第１号被保険者預貯金等基準額（単身）<br>・第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）<br>・第２号被保険者預貯金等基準額（単身）<br>・第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・第１号被保険者預貯金等基準額（単身）・第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）・第２号被保険者預貯金等基準額（単身）・第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・第１号被保険者預貯金等基準額（単身）・第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）・第２号被保険者預貯金等基準額（単身）・第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302259～<br>02302262 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 92 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230849 | 特定入所者介護サービス費負担限度額について、登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・特定入所者介護サービス区分コード<br>・利用者負担段階コード　・実質的負担軽減対象区分コード<br>・有効開始日　・有効終了日<br>・食費（（介護予防）短期入所生活（療養）介護）<br>・食費（その他のサービス）<br>・居住費（ユニット型個室）<br>・居住費（ユニット型個室的多床室）<br>・居住費（従来型個室（特養等））<br>・居住費（従来型個室（老健・医療院等））<br>・居住費（多床室（特養等））<br>・居住費（多床室（老健・療養等））<br>・第１号被保険者預貯金等基準額（単身）<br>・第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）<br>・第２号被保険者預貯金等基準額（単身）<br>・第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・第１号被保険者預貯金等基準額（単身）・第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）・第２号被保険者預貯金等基準額（単身）・第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・第１号被保険者預貯金等基準額（単身）・第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）・第２号被保険者預貯金等基準額（単身）・第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302259～<br>02302262 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 93 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230849 | 特定入所者介護サービス費負担限度額について、登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・特定入所者介護サービス区分コード<br>・利用者負担段階コード　・実質的負担軽減対象区分コード<br>・有効開始日　・有効終了日<br>・食費（（介護予防）短期入所生活（療養）介護）<br>・食費（その他のサービス）<br>・居住費（ユニット型個室）<br>・居住費（ユニット型個室的多床室）<br>・居住費（従来型個室（特養等））<br>・居住費（従来型個室（老健・医療院等））<br>・居住費（多床室（特養等））<br>・居住費（多床室（老健・医療院等））<br>・第１号被保険者預貯金等基準額（単身）<br>・第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）<br>・第２号被保険者預貯金等基準額（単身）<br>・第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）<br><br>※ 履歴管理できること | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「有効開始日」、「有効終了日」、「第１号被保険者預貯金等基準額（単身）」、「第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）」、「第２号被保険者預貯金等基準額（単身）」、「第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）」の管理、及び、履歴管理について令和７年度末に間に合わない見込みである。<br><br>実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 特定入所者介護サービス費負担限度額情報を最新の情報をシステムで管理しているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302244,02302245,<br>02302246,02302247,<br>02302248,02302249,<br>02304027,02302250,<br>02302251,02302252,<br>02302253,02302254,<br>02302255,02302256,<br>02302257,02302258,<br>02302259,02302260,<br>02302261,02302262,<br>02304028,02302263,<br>02302264,02302265 | 特定入所者介護サービス費負担限度額情報を最新の情報を出力するため、履歴情報は出力データに含まれない。また、「第１号被保険者預貯金等基準額（単身）」、「第１号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）」、「第２号被保険者預貯金等基準額（単身）」、「第２号被保険者預貯金等基準額（配偶者有）」はデータ出力条件が任意のため影響なし。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 94 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230855 | 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出、および介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・届出日　・被保険者番号　・作成区分コード<br>・事業所番号　・委託先事業所番号<br>・変更事由　・有効期間（適用開始（変更）年月日、適用終了年月日）<br>・小規模多機能型居宅サービス利用有無コード<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「委託先事業所番号」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「委託先事業所番号」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 2302333 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 95 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230855 | 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出、および介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・届出日　・被保険者番号　・作成区分コード<br>・事業所番号　・委託先事業所番号<br>・変更事由　・有効期間（適用開始（変更）年月日、適用終了年月日）<br>・小規模多機能型居宅サービス利用有無コード<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「委託先事業所番号」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「委託先事業所番号」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 2302333 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 96 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230857 | 居宅サービス計画作成依頼届出内容（状況）、および介護予防サービス計画作成依頼届出内容（状況）を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「委託先事業所番号」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>そのため、一覧で確認する場合「委託先事業所番号」が一覧に表示できない状況であるが、弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「委託先事業所番号」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 97 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230857 | 居宅サービス計画作成依頼届出内容（状況）、および介護予防サービス計画作成依頼届出内容（状況）を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「委託先事業所番号」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>そのため、一覧で確認する場合「委託先事業所番号」が一覧に表示できない状況であるが、弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「委託先事業所番号」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 98 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230872 | ＜自庁運用＞<br>住宅改修申請において事前申請（相談）の内容および審査結果について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・要介護状態区分コード※1<br>・要介護認定有効期間開始日※1　・要介護認定有効期間終了日※1<br>・改修情報（手すりの取付有無コード、段差の解消有無コード、床材の変更有無コード、引き戸への扉取替有無コード、洋式便器への取替有無コード、その他有無コード、住宅改修業者名、住宅改修業者電話番号、着工予定日、完成予定日、改修予定費用）<br>・事前承認番号　・住宅改修の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・理由書作成日　・作成者<br>・支援事業所情報（事業所名、事業所番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日<br>・給付率　・保険請求額　・利用者負担額<br><br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 「住宅改修の理由」「申請者（関係、氏名、郵便番号、住所、電話番号）」の項目が管理出来ておりません。<br>現行システムでは未実装ですが、メモなどで管理することで運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 99 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230872 | ＜自庁運用＞<br>住宅改修申請において事前申請（相談）の内容および審査結果について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・要介護状態区分コード※1<br>・要介護認定有効期間開始日※1　・要介護認定有効期間終了日※1<br>・改修情報（手すりの取付有無コード、段差の解消有無コード、床材の変更有無コード、引き戸への扉取替有無コード、洋式便器への取替有無コード、その他有無コード、住宅改修業者名、住宅改修業者電話番号、着工予定日、完成予定日、改修予定費用）<br>・事前承認番号　・住宅改修の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・理由書作成日　・作成者・支援事業所情報（事業所名、事業所番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日・給付率　・保険請求額　・利用者負担額<br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている住宅改修費申請における事前申請（相談）の内容及び審査結果について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302366,<br>02302367,<br>02302369～02302379,<br>02302393～<br>02302405<br>02302409<br>02304052<br>02302417～<br>02302431<br>02302434,<br>02302441 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 100 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230872 | ＜自庁運用＞<br>住宅改修申請において事前申請（相談）の内容および審査結果について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・要介護状態区分コード※1<br>・要介護認定有効期間開始日※1　・要介護認定有効期間終了日※1<br>・改修情報（手すりの取付有無コード、段差の解消有無コード、床材の変更有無コード、引き戸への扉取替有無コード、洋式便器への取替有無コード、その他有無コード、住宅改修業者名、住宅改修業者電話番号、着工予定日、完成予定日、改修予定費用）<br>・事前承認番号　・住宅改修の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・理由書作成日　・作成者・支援事業所情報（事業所名、事業所番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日・給付率　・保険請求額　・利用者負担額<br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている住宅改修費申請における事前申請（相談）の内容及び審査結果について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302366,<br>02302367,<br>02302369～02302379,<br>02302393～<br>02302405<br>02302409<br>02304052<br>02302417～<br>02302431<br>02302434,<br>02302441 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 101 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230872 | ＜自庁運用＞<br>住宅改修申請において事前申請（相談）の内容および審査結果について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・要介護状態区分コード※1<br>・要介護認定有効期間開始日※1　・要介護認定有効期間終了日※1<br>・改修情報（手すりの取付有無コード、段差の解消有無コード、床材の変更有無コード、引き戸への扉取替有無コード、洋式便器への取替有無コード、その他有無コード、住宅改修業者名、住宅改修業者電話番号、着工予定日、完成予定日、改修予定費用）<br>・事前承認番号　・住宅改修の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・理由書作成日　・作成者<br>・支援事業所情報（事業所名、事業所番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日<br>・給付率　・保険請求額　・利用者負担額<br><br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 機能要件で規定されている機能のうち、「照会できること」について令和７年度末に間に合わない見込みである。<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 登録・修正・削除を行う画面で内容の照会が可能であることから、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 102 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230877 | ＜自庁運用＞<br>事前相談の住宅改修費申請者情報を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている事前相談の住宅改修費申請者情報について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 103 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230877 | ＜自庁運用＞<br>事前相談の住宅改修費申請者情報を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている事前相談の住宅改修費申請者情報について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 104 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230878 | ＜自庁・委託運用＞<br>住宅改修費に関する情報について、住宅改修費支給申請書の内容を基に以下の管理項目が登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・着工日時点要介護状態区分コード※1<br>・改修情報（手すりの取付有無コード、段差の解消有無コード、床材の変更有無コード、引き戸への扉取替有無コード、洋式便器への取替有無コード、その他有無コード、住宅改修業者名、住宅改修業者電話番号、着工日、完成日、改修費用）<br>・リセット区分コード　・住宅改修の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日　・整理番号　・領収書記載日<br>・給付率　・保険請求額　・利用者負担額　・サービス提供年月　・審査年月<br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている住宅改修費支給申請書の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302457<br>02302460～02302473,<br>02302478,<br>02302491,<br>02302495～02302503,<br>02304058,<br>02302510～02302519<br>02302540<br>02302452 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 105 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230878 | ＜自庁・委託運用＞<br>住宅改修費に関する情報について、住宅改修費支給申請書の内容を基に以下の管理項目が登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・着工日時点要介護状態区分コード※1<br>・改修情報（手すりの取付有無コード、段差の解消有無コード、床材の変更有無コード、引き戸への扉取替有無コード、洋式便器への取替有無コード、その他有無コード、住宅改修業者名、住宅改修業者電話番号、着工日、完成日、改修費用）<br>・リセット区分コード　・住宅改修の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日　・整理番号　・領収書記載日<br>・給付率　・保険請求額　・利用者負担額　・サービス提供年月　・審査年月<br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている住宅改修費支給申請書の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302457<br>02302460～02302473,<br>02302478,<br>02302491,<br>02302495～02302503,<br>02304058,<br>02302510～02302519<br>02302540<br>02302452 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 106 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230882 | ＜自庁・委託運用＞<br>被保険者が過去に行った申請情報を確認し同一箇所の工事が行われていないか確認できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている過去に遡って改修箇所を確認するための内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の改修箇所の確認について、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第1.0版から実装区分は標準オプション機能と規定している機能要件のため、検討対象外とします。 |
| 107 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230882 | ＜自庁・委託運用＞<br>被保険者が過去に行った申請情報を確認し同一箇所の工事が行われていないか確認できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている過去に遡って改修箇所を確認するための内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の改修箇所の確認について、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類３ | 第1.0版から実装区分は標準オプション機能と規定している機能要件のため、検討対象外とします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 108 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230888 | ＜自庁・委託運用＞<br>福祉用具購入費の償還払い申請内容について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・要介護状態区分コード※1<br>・要介護認定有効期間開始日※1　・要介護認定有効期間終了日※1<br>・福祉用具情報（商品名、製造事業者、販売事業者、購入金額、購入日）<br>・福祉用具購入の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日　・整理番号<br>・不支給理由　・福祉用具購入費の種目コード　・領収書記載日　・給付率<br>・保険請求額　・利用者負担額　・サービス提供年月　・事業所番号<br>・審査年月<br><br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 「福祉用具購入の理由」「申請者（関係、氏名、郵便番号、住所、電話番号）」の項目が管理出来ておりません。<br>現行システムでは未実装ですが、メモなどで管理することで運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 109 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230888 | ＜自庁・委託運用＞<br>福祉用具購入費の償還払い申請内容について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・要介護状態区分コード※1<br>・要介護認定有効期間開始日※1　・要介護認定有効期間終了日※1<br>・福祉用具情報（商品名、製造事業者、販売事業者、購入金額、購入日）<br>・福祉用具購入の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日　・整理番号<br>・不支給理由　・福祉用具購入費の種目コード　・領収書記載日　・給付率<br>・保険請求額　・利用者負担額　・サービス提供年月　・事業所番号<br>・審査年月<br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている福祉用具購入費の償還払い申請の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302554<br>02302555,<br>02302559～02302570,<br>02304063,<br>02302584<br>02302586～<br>02302593,<br>02302597,<br>02304064,<br>02302604～<br>02302606,<br>02302619,<br>02302620 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 110 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230888 | ＜自庁・委託運用＞<br>福祉用具購入費の償還払い申請内容について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・要介護状態区分コード※1<br>・要介護認定有効期間開始日※1　・要介護認定有効期間終了日※1<br>・福祉用具情報（商品名、製造事業者、販売事業者、購入金額、購入日）<br>・福祉用具購入の理由<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・受領委任事業所※2（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・申請日　・申請給付種類別コード　・受付日　・整理番号<br>・不支給理由　・福祉用具購入費の種目コード　・領収書記載日　・給付率<br>・保険請求額　・利用者負担額　・サービス提供年月　・事業所番号<br>・審査年月<br>※1 要介護度に関する情報は、要介護認定情報を参照し処理する場合は登録・修正・削除の処理は対象外<br>※2 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている福祉用具購入費の償還払い申請の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302554<br>02302555,<br>02302559～02302570,<br>02304063,<br>02302584<br>02302586～<br>02302593,<br>02302597,<br>02304064,<br>02302604～<br>02302606,<br>02302619,<br>02302620 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 111 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230894 | ＜自庁・委託運用＞<br>受給者（もしくは受領委任された事業所）より提出された介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書(償還払い用)、サービス提供証明書の内容（支払方法、受給サービスの内容等）について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・サービス提供年月　・申請日　・受付日<br>・整理番号　・申請理由　・支払金額合計<br>・申請者（氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・申請給付種類別コード　・審査年月<br><br>※ 履歴管理できること | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 「申請理由」「申請者（氏名、郵便番号、住所、電話番号）」の項目が管理出来ておりません。<br>現行システムでは未実装ですが、メモなどで管理することで運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 112 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230894 | ＜自庁・委託運用＞<br>受給者（もしくは受領委任された事業所）より提出された介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書(償還払い用)、サービス提供証明書の内容（支払方法、受給サービスの内容等）について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・サービス提供年月　・申請日　・受付日<br>・整理番号　・申請理由　・支払金額合計<br>・申請者（氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・申請給付種類別コード　・審査年月<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・審査年月・受付日・申請理由・申請者（氏名、郵便番号、住所、電話番号）」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・審査年月・受付日・申請理由・申請者（氏名、郵便番号、住所、電話番号）」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302635～<br>02302645,<br>02302654,<br>02302665 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 113 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230894 | ＜自庁・委託運用＞<br>受給者（もしくは受領委任された事業所）より提出された介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書(償還払い用)、サービス提供証明書の内容（支払方法、受給サービスの内容等）について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・サービス提供年月　・申請日　・受付日<br>・整理番号　・申請理由　・支払金額合計<br>・申請者（氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード）<br>・申請給付種類別コード　・審査年月<br>※ 履歴管理できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・審査年月・受付日・申請理由・申請者（氏名、郵便番号、住所、電話番号）」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・審査年月・受付日・申請理由・申請者（氏名、郵便番号、住所、電話番号）」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302635～<br>02302645,<br>02302654,<br>02302665 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 114 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230908 | ＜自庁・委託運用＞<br>償還払い申請情報を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている償還払い申請情報の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 115 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230908 | ＜自庁・委託運用＞<br>償還払い申請情報を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている償還払い申請情報の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 116 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230912 | ＜自庁運用＞<br>償還払い申請に対して支給・不支給を決定する為の受給資格、支給限度額、給付制限等の支給審査が実施できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている償還払い申請に対しての支給審査ついて、令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の支給審査について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 117 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230912 | ＜自庁運用＞<br>償還払い申請に対して支給・不支給を決定する為の受給資格、支給限度額、給付制限等の支給審査が実施できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている償還払い申請に対しての支給審査ついて、令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の支給審査について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 118 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230915 | ＜自庁運用＞<br>償還払い支給申請（※）に対する審査結果を元に支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。<br>※ 対象とする支給申請は、住宅改修費・福祉用具購入費・居宅介護（支援）サービス費等の支給申請とする<br>【管理項目】<br>・利用者負担額　・支給区分コード　・不支給理由<br>・決定日　・支給金額　・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人）<br>・受領委任事業所※1（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・決定通知書番号　・決定通知書発行日<br>※1 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象<br>※2 履歴管理できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・支給区分コード・不支給理由・受領委任事業所※1（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）・決定通知書番号」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・支給区分コード・不支給理由・受領委任事業所※1（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）・決定通知書番号」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302668～<br>02302676<br>02302680,<br>02302685,<br>02302689,<br>02304075 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 119 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230915 | ＜自庁運用＞<br>償還払い支給申請（※）に対する審査結果を元に支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。<br>※ 対象とする支給申請は、住宅改修費・福祉用具購入費・居宅介護（支援）サービス費等の支給申請とする<br>【管理項目】<br>・利用者負担額　・支給区分コード　・不支給理由<br>・決定日　・支給金額　・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人）<br>・受領委任事業所※1（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）<br>・決定通知書番号　・決定通知書発行日<br>※1 受領委任事業所に関する情報は受領委任払いによる申請時のみ対象<br>※2 履歴管理できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・支給区分コード・不支給理由・受領委任事業所※1（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）・決定通知書番号」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・支給区分コード・不支給理由・受領委任事業所※1（事業所名、事業所番号、郵便番号、住所、電話番号）・決定通知書番号」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302668～<br>02302676<br>02302680,<br>02302685,<br>02302689,<br>02304075 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 120 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230917 | ＜自庁運用＞<br>被保険者向けに「介護保険償還払支給（不支給）決定通知書」を出力できること。<br><br>＜介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）決定通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：給付-18■<br>＜介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書＞<br>■帳票詳細要件 シート：給付-19■<br>＜介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書（償還払用）＞<br>■帳票詳細要件 シート：給付-20■ | 標準化期限（2026年3月）までに機能提供を予定しているが、2025年8月末までの提供は難しいため。 | 被保険者向けの「介護保険償還払支給（不支給）決定通知書」が統一レイアウトおよび統一の帳票タイトルで出力される。<br>給付種類（住宅改修・福祉用具購入費・居宅サービス費等）毎にレイアウトが分かれていない。<br><br>標準仕様書「給付-20_介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書（償還払用）.docx」のレイアウトをベースにした統一レイアウトとなっており、給付の種類が確認できるレイアウトになっているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。<br>なお、弊社の現行システムを利用している自治体においても同様の統一レイアウトを使用して事務を行っている。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 121 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230943 | ＜自庁運用＞<br>各種償還払い（住宅改修費・福祉用具購入費・居宅サービス費等償還）の支給が決定したものについて、給付実績情報が作成できること。<br>【管理項目】<br>・国保連合会とのインターフェース【保険者保有給付実績情報】に準拠 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている各種償還払い（住宅改修費・福祉用具購入費・居宅サービス費等償還）の支給が決定したものについて、給付実績情報の作成について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、連合会との連携については他の連携方法で運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 122 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230943 | ＜自庁運用＞<br>各種償還払い（住宅改修費・福祉用具購入費・居宅サービス費等償還）の支給が決定したものについて、給付実績情報が作成できること。<br>【管理項目】<br>・国保連合会とのインターフェース【保険者保有給付実績情報】に準拠 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている各種償還払い（住宅改修費・福祉用具購入費・居宅サービス費等償還）の支給が決定したものについて、給付実績情報の作成について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、連合会との連携については他の連携方法で運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 123 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230949 | ＜自庁・委託運用＞<br>高額介護サービス費支給計算のための世帯の負担限度額情報について遡及異動が発生した場合、変更内容が把握できること。 | 機能要件で規定されている機能のうち、「委託運用」の場合の遡及異動の変更内容の把握について令和７年度末に間に合わない見込みである。「自庁運用」の場合は実装済み<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能要件は、基準日を指定して認定者の利用者負担段階を把握する機能を利用して遡及異動が発生したかを確認することで代替可能であることから、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 124 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230957 | ＜自庁・委託運用＞<br>高額介護サービス費支給計算のための世帯の負担限度額情報、または自己負担額情報に遡及異動が発生した場合、再計算が実施され変更内容の反映が行われること。 | 機能要件で規定されている機能のうち、「委託運用」の場合の遡及異動の変更内容の反映について令和７年度末に間に合わない見込みである。「自庁運用」の場合は実装済み<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能要件は、基準日を指定して認定者の利用者負担段階を把握する機能を利用して遡及異動が発生したかを確認し、その内容を高額介護サービス費支給再計算のための世帯の負担限度額情報に入力することで代替可能であることから、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 125 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230968 | ＜自庁・委託運用＞<br>被保険者から提出された高額介護サービス費の支給申請書について、高額介護サービス費支給申請情報を登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・申請日　・サービス提供年月　・対象者情報作成年月<br>・受付番号　・被保険者番号<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード　・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード） | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・申請日・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・申請日・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302940～<br>02302949,<br>02302924 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 126 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230968 | ＜自庁・委託運用＞<br>被保険者から提出された高額介護サービス費の支給申請書について、高額介護サービス費支給申請情報を登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・申請日　・サービス提供年月　・対象者情報作成年月<br>・受付番号　・被保険者番号<br>・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）<br>・支払方法区分コード　・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人、公金口座区分コード） | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・申請日・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・申請日・申請者（申請者関係コード、氏名、郵便番号、住所、電話番号）」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302940～<br>02302949,<br>02302924 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 127 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230972 | ＜自庁・委託運用＞<br>高額介護（予防）サービス費支給申請情報に関連する情報を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている高額介護（予防）サービス費支給申請情報に関連する情報の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 128 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230972 | ＜自庁・委託運用＞<br>高額介護（予防）サービス費支給申請情報に関連する情報を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている高額介護（予防）サービス費支給申請情報に関連する情報の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の申請情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 129 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230976 | ＜自庁運用＞<br>被保険者からの高額介護（予防）サービス費支給申請に対する審査結果となる支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・申請日　・サービス提供年月　・対象者情報作成年月　・受付番号<br>・被保険者番号　・支給区分コード　・不支給理由<br>・決定日※1　・支給金額　・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人）<br>※1 実際に決定した日<br>※2 履歴管理できること | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・申請日・支給区分コード　・不支給理由」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・申請日・支給区分コード　・不支給理由」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302928,<br>02302924,<br>02302968 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 130 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0230976 | ＜自庁運用＞<br>被保険者からの高額介護（予防）サービス費支給申請に対する審査結果となる支給決定情報を登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・申請日　・サービス提供年月　・対象者情報作成年月　・受付番号<br>・被保険者番号　・支給区分コード　・不支給理由<br>・決定日※1　・支給金額　・支払方法区分コード<br>・口座情報（金融機関コード、店舗番号、口座種別コード、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人）<br>※1 実際に決定した日<br>※2 履歴管理できること | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・申請日・支給区分コード　・不支給理由」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・申請日・支給区分コード　・不支給理由」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02302928,<br>02302924,<br>02302968 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 131 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231008 | ＜自庁・委託運用＞<br>償還払い（住宅改修費・福祉用具購入費・その他償還）、高額介護サービス費、高額合算サービス費の支払情報について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・受領委任事業所番号<br>・給付支払申請区分コード　・給付支払申請種類区分コード<br>・申請管理番号　・サービス提供年月<br>・支払方法区分コード　・被仕向金融機関番号　・被仕向店舗番号<br>・口座種別コード　・口座番号　・受取人名　・振込金額　・支払予定日 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・給付支払申請区分コード　・給付支払申請種類区分コード」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・給付支払申請区分コード　・給付支払申請種類区分コード」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02303001<br>02304184 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 132 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0231008 | ＜自庁・委託運用＞<br>償還払い（住宅改修費・福祉用具購入費・その他償還）、高額介護サービス費、高額合算サービス費の支払情報について、以下の管理項目にて登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・被保険者番号　・受領委任事業所番号<br>・給付支払申請区分コード　・給付支払申請種類区分コード<br>・申請管理番号　・サービス提供年月<br>・支払方法区分コード　・被仕向金融機関番号　・被仕向店舗番号<br>・口座種別コード　・口座番号　・受取人名　・振込金額　・支払予定日 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「・給付支払申請区分コード　・給付支払申請種類区分コード」を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の管理項目の「・給付支払申請区分コード　・給付支払申請種類区分コード」について、管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であったことから、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 02303001<br>02304184 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は必須となっているが、当該管理項目をシステムとして管理しないため出力できない。<br>弊社の標準準拠システム導入自治体において当該データ項目に無い場合においても運用は可能と考えられるため、当該データ項目が出力できなくても、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 133 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231031 | 国保連合会から連携される給付実績情報に対する過誤申立情報について、登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・国保連合会とのインターフェース【介護給付費過誤申立書情報】に準拠 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている国保連合会から連携される給付実績情報に対する過誤申立情報について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、連合会との連携については他の連携方法で運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 134 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0231031 | 国保連合会から連携される給付実績情報に対する過誤申立情報について、登録・修正・削除・照会できること。<br>【管理項目】<br>・国保連合会とのインターフェース【介護給付費過誤申立書情報】に準拠 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている国保連合会から連携される給付実績情報に対する過誤申立情報について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、連合会との連携については他の連携方法で運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 135 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231034 | 国保連合会に、【介護給付費過誤申立書情報】を提供する。<br>なお、送付タイミングが異なる「通常」の過誤申立書情報と「同月」の過誤申立書情報をそれぞれ作成できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている国保連合会に、【介護給付費過誤申立書情報】を提供する機能について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、連合会との連携については他の連携方法で運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 136 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0231034 | 国保連合会に、【介護給付費過誤申立書情報】を提供する。<br>なお、送付タイミングが異なる「通常」の過誤申立書情報と「同月」の過誤申立書情報をそれぞれ作成できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている国保連合会に、【介護給付費過誤申立書情報】を提供する機能について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、連合会との連携については他の連携方法で運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 137 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231036 | 過誤申立書情報を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている過誤申立書情報の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 138 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0231036 | 過誤申立書情報を一覧で確認できること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている過誤申立書情報の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 139 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231038 | 過誤申立書情報について、過誤結果の過去履歴内容について確認が行えること。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている過誤申立書情報の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 140 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0231038 | 過誤申立書情報について、過誤結果の過去履歴内容について確認が行えること。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている過誤申立書情報の内容について、追加となる項目を管理することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、当該機能の情報について、これまでの運用で必要な最低限の情報が管理されており、追加となった項目管理がされていなくても弊社の現行システムでは運用が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 141 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231040 | 国保連合会に、給付実績の過誤の審査結果として、最新の【介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）】を照会する。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている国保連合会に、給付実績の過誤の審査結果として、最新の【介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）】を照会する機能について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、連合会への照会は運用で対応が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 142 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0231040 | 国保連合会に、給付実績の過誤の審査結果として、最新の【介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）】を照会する。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている国保連合会に、給付実績の過誤の審査結果として、最新の【介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）】を照会する機能について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、連合会への照会は運用で対応が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 143 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231107 | 厚生労働省へ報告する介護保険事業状況報告の集計が可能であること。（年報データ）<br><br>＜集計対象情報＞<br>年報　様式１<br>年報　様式１の２<br>年報　様式１の３<br>年報　様式１の４<br>年報　様式１の６<br>年報　様式２（償還払い分のみ）<br>年報　様式２の２（償還払い分のみ）<br>年報　様式２の３（償還払い分のみ）<br>年報　様式２の４（償還払い分のみ）<br>年報　様式２の５（償還払い分のみ）<br>年報　様式２の６（償還払い分のみ）<br>年報　様式２の７ | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 事業状況報告システムで月報の数値から年報の作成が可能であることから移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 144 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231108 | 厚生労働省へ報告する介護保険事業状況報告の集計が可能であること。（年報データ）<br><br>＜集計対象情報＞<br>年報　様式３　３．保険料収納状況 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 収納システムの情報から年報の作成が可能であることから移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 145 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231132 | 他自治体・事業所システム等に、【市町村版介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ】情報を提供する。 | 実装必須機能に当社が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている他自治体・事業所システム等に、【市町村版介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ】情報を提供する機能について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、他自治体・事業所システム等への提供は運用で対応が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 146 | 023-0_介護保険 | 一般市、町、村 | 当該製品への移行について合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議する予定である。 | 0231132 | 他自治体・事業所システム等に、【市町村版介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ】情報を提供する。 | 実装必須機能に当協議会が開発していない機能が多く、実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 機能要件で規定されている他自治体・事業所システム等に、【市町村版介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ】情報を提供する機能について、当該機能を実装することが令和７年度末に間に合わない見込みである。<br>弊社の標準準拠システムでは、運用で必要な情報は管理されており、機能が実装されていなくても、他自治体・事業所システム等への提供は運用で対応が可能であるため、事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 147 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231134 | 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の区分支給限度額について、登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・支給限度額管理区分コード　・支給限度額サービス区分コード<br>・有効開始日　・有効終了日　・支給限度基準額　・限度額上乗せ量 | 機能要件で規定されている管理項目のうち、「限度額上乗せ量」について令和７年度末に間に合わない見込みである。<br><br>他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該管理項目の「限度額上乗せ量」の利用は限定的と捉えているため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 2302173 | 基本データリストにおいて当該データ項目のデータ出力条件は任意となっているため影響なし。 | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 148 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0231138 | 介護予防・日常生活支援総合事業対象者情報、及び基本チェックリストの結果を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・被保険者番号<br>・医療保険加入者（医療保険者名、医療保険者番号、医療保険被保険者証記号、医療保険被保険者証番号、医療保険被保険者証枝番）<br>・基本チェックリスト実施年月日　・基本チェックリスト回答１～２５<br>・身長　・体重　・BMI※1　・事業対象者区分コード<br>・有効期間開始年月日　・有効期間終了年月日　・区分支給限度額　・備考<br><br>※1 BMIは身長・体重より自動計算もできること<br>※2 履歴管理できること | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護予防・日常生活支援総合事業対象者情報、及び基本チェックリストの結果の管理については実装済みであるが、「※1 BMIは身長・体重より自動計算もできること」について未実装である。<br>基本チェックリストに記載されているBMIの値を入力いただくことを想定しているが、計算が必要な場合には電卓等で計算いただくことで事務運用としては運用回避可能な認識。<br>2025年度内にリリースする機能を現地適用頂いた以降は運用可能。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 149 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231221 | ＜自庁・委託運用＞<br>高額介護予防サービス費相当事業支給計算に必要となる世帯の負担限度額情報について、遡及異動が発生した場合、変更内容が把握できること。 | 他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能要件は、基準日を指定して認定者の利用者負担段階を把握する機能を利用して遡及異動が発生したかを確認し、その内容を高額介護サービス費支給再計算のための世帯の負担限度額情報に入力することで代替可能であることから、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 150 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231229 | ＜自庁・委託運用＞<br>高額介護予防サービス費相当事業支給計算に必要となる世帯の負担限度額情報、または自己負担額情報に遡及異動が発生した場合、再計算が実施され変更内容の反映が行われること。 | 他の実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能の開発・実装が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該機能要件は、基準日を指定して認定者の利用者負担段階を把握する機能を利用して遡及異動が発生したかを確認し、その内容を高額介護サービス費支給再計算のための世帯の負担限度額情報に入力することで代替可能であることから、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 151 | 023-1_介護保険_認定審査会システム | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0231431 | 介護保険に関わる事業所（介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等）の所属者情報を登録・修正・削除・照会できること。<br><br>【管理項目】<br>・事業所番号　・所属者名　・所属者番号<br>・所属者有効開始日　・所属者有効終了日<br>・所属者メールアドレス　・所属者参照用パスワード<br><br>※ 介護保険に関わる事業所情報（介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等）と所属者情報は結び付けられること | 制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該機能のパッケージ開発・実装が令和７年度中の対応となり、自治体の適用作業が令和8年度以降となる可能性があります。 | 現行システムでは未実装ですが、運用ができているため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではないと想定しております。 | なし | 特になし | なし | 特になし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 152 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0238002 | 【指定都市個別要件】<br>介護保険システム標準仕様書（本編）の「表3-8　操作権限管理（標準オプション機能）」に規定する以下の機能も実現できること。<br><br>・管理が本庁と他に分かれる場合は、本庁部署・利用者と他部署・利用者で更新・参照の権限を設定できること。（例：指定都市における本庁と区役所、広域連合・一部事務組合における広域連合（本部・支部等）と構成市町村等。）<br>・本庁以外の部署・利用者のアクセス権限について、自治体の執行体制に応じて、住民がどこでも手続きが行えるように管理場所（所管）以外でも更新できるようにするほか、管理場所（所管）は更新できるが他部署（他の管轄や区役所等）は参照のみ・更新不可に設定できるようにもすること。指定都市における区役所の配下にある支所・出張所や広域連合・一部事務組合における広域連合（本部）の配下にある支部・出張所等も同様に権限設定が選択できるようにすること。 | ・本庁と他の管理が分かれる考え方は、弊社パッケージの考え方に基づく内容でパッケージ実装できている。しかしながら、記載されている細かい権限設定は実装できていない。<br><br>運用を考慮した権限管理における根本的な対応を行う必要があり、他作業との優先順位を考慮すると開発完了の目途が現時点では立てられていないため。 | 本庁と他の管理が分かれる考え方は、事例に基づく内容でパッケージ実装できているため、弊社ユーザについては影響はないと想定している。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 153 | 023-1_介護保険_認定審査会システム | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0238002 | 【指定都市個別要件】<br>介護保険システム標準仕様書（本編）の「表3-8　操作権限管理（標準オプション機能）」に規定する以下の機能も実現できること。<br><br>・管理が本庁と他に分かれる場合は、本庁部署・利用者と他部署・利用者で更新・参照の権限を設定できること。（例：指定都市における本庁と区役所、広域連合・一部事務組合における広域連合（本部・支部等）と構成市町村等。）<br>・本庁以外の部署・利用者のアクセス権限について、自治体の執行体制に応じて、住民がどこでも手続きが行えるように管理場所（所管）以外でも更新できるようにするほか、管理場所（所管）は更新できるが他部署（他の管轄や区役所等）は参照のみ・更新不可に設定できるようにもすること。指定都市における区役所の配下にある支所・出張所や広域連合・一部事務組合における広域連合（本部）の配下にある支部・出張所等も同様に権限設定が選択できるようにすること。 | ・本庁と他の管理が分かれる考え方は、弊社パッケージの考え方に基づく内容でパッケージ実装できている。しかしながら、記載されている細かい権限設定は実装できていない。<br><br>運用を考慮した権限管理における根本的な対応を行う必要があり、他作業との優先順位を考慮すると開発完了の目途が現時点では立てられていないため。 | 本庁と他の管理が分かれる考え方は、事例に基づく内容でパッケージ実装できているため、弊社ユーザについては影響はないと想定している。 | なし | なし | なし | なし | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 154 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0238020 | 障害者福祉システムに、各種情報を提供する。<br><br>※ 障害者福祉システムとの連携のみを指しているのではなく、庁内データ連携機能との連携を含む | 指定都市以外ではオプション機能であり、機能を標準で実装していない。弊社の指定都市団体は、標準化期限以降での稼働を予定している。<br>その他の優先度が高い機能を開発したのち、指定都市の稼働時期に合わせた開発を予定しているため、他作業との優先順位を考慮すると開発完了の目途が現時点では立てられない。 | 弊社の指定都市団体では使用していない連携のため、影響はない想定である。<br>＜参考＞<br>機能別連携仕様では<br>①介護保険システムが、②障害者福祉システムに、③施設入退所者情報④提供する<br>①介護保険システムが、②庁内基幹業務システムに、③要介護認定情報を、④提供する | なし | なし | 023o006/023o007 | 弊社の指定都市団体では使用していない連携のため、影響はない想定である。<br>＜参考＞<br>機能別連携仕様では<br>①介護保険システムが、②障害者福祉システムに、③施設入退所者情報④提供する<br>①介護保険システムが、②庁内基幹業務システムに、③要介護認定情報を、④提供する | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

## 経過措置対応（未実装機能）

155 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能ID | 機能要件 | 当該機機能の開発・実装が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | データ項目ID | データ要件に対する具体的な影響 | 連携ID | 連携要件に対する具体的な影響 | 分類 | 事務局見解 |
| 155 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0238021 | 子ども子育て支援システム等の他システムに、介護保険システムで管理する支援措置対象者情報を提供する。 | 指定都市以外ではオプション機能であり、機能を標準で実装していない。弊社の指定都市団体は、標準化期限以降での稼働を予定している。<br>その他の優先度が高い機能を開発したのち、指定都市の稼働時期に合わせた開発を予定しているため、他作業との優先順位を考慮すると開発完了の目途が現時点では立てられない。 | 弊社の指定都市団体では使用していない連携のため、影響はない想定である。<br>＜参考＞<br>機能別連携仕様では<br>①介護保険システムが、②庁内基幹業務システムに、③支援措置対象者情報を、④提供する | なし | なし | 023o157 | 弊社の指定都市団体では使用していない連携のため、影響はない想定である。<br>＜参考＞<br>機能別連携仕様では<br>①介護保険システムが、②庁内基幹業務システムに、③支援措置対象者情報を、④提供する | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（未実装帳票）

6 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 未実装機能 | | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 帳票ID | 帳票名称 | 当該帳票要件への対応が時間的に困難な理由 | 自治体の事務運用への影響の有無 | 関連する機能ID | 分類 | 事務局見解 |
| 1 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230110 | 介護保険給付の支払一時差止予告通知書 | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護保険給付の支払一時差止予告通知書（受給-42：0230110）について、2025年度内のリリースを現地適用頂くまでは発行できない。<br>これまでは、予告の運用を行っていなかったか、もしくは運用頻度が低いため、システム外で発行していたと想定。 | 0230614<br>0230595 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 2 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230110 | 介護保険給付の支払一時差止予告通知書 | 実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該帳票への対応が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該帳票は制度開始当初に示された事務処理手順・様式の業務フロー（1999年4月26日掲載）において、示されていない帳票であり、予告通知を行うかは自治体の条例によるものとされている。弊社の現行システムを利用している自治体においては、介護保険給付額減額予告通知書を出力する事務は行っていない（要望を受けたことがない）ため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 0230614 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 3 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230114 | 介護保険滞納保険料控除予告通知書 | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護保険滞納保険料控除予告通知書（受給-46：0230114）について、2025年度内のリリースを現地適用頂くまでは発行できない。<br>これまでは、予告の運用を行っていなかったか、もしくは運用頻度が低いため、システム外で発行していたと想定。 | 0230618 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 4 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230114 | 介護保険滞納保険料控除予告通知書 | 実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該帳票への対応が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該帳票は制度開始当初に示された事務処理手順・様式の業務フロー（1999年4月26日掲載）において、示されていない帳票であり、予告通知を行うかは自治体の条例によるものとされている。弊社の現行システムを利用している自治体においては、介護保険滞納保険料控除予告通知書を出力する事務は行っていない（要望を受けたことがない）ため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 0230618 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 5 | 023-0_介護保険 | 指定都市、一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 0230117 | 介護保険給付額減額予告通知書 | 当該機能の開発・実装は2025年度内に対応予定であるが、自治体が本番環境に適用できない可能性がある。 | 介護保険給付額減額予告通知書（受給-49：0230117）について、2025年度内のリリースを現地適用頂くまでは発行できない。<br>これまでは、予告の運用を行っていなかったか、もしくは運用頻度が低いため、システム外で発行していたと想定。 | 0230597<br>0230621 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |
| 6 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 0230117 | 介護保険給付額減額予告通知書 | 実装必須機能を実装することに多くの開発工数を費やしている。また、制度改正に伴う現行システムの改修が生じたことにより、開発スケジュールの一部を現行システムの制度改正対応に充てたため、当該帳票への対応が令和７年度末までに間に合わない。 | 当該帳票は制度開始当初に示された事務処理手順・様式の業務フロー（1999年4月26日掲載）において、示されていない帳票であり、予告通知を行うかは自治体の条例によるものとされている。弊社の現行システムを利用している自治体においては、介護保険給付額減額予告通知書を出力する事務は行っていない（要望を受けたことがない）ため、自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。 | 0230621 | 分類１ | 分類１であるため、最長３年間の経過措置で実装することとします。 |

# 経過措置対応（残存機能）

24 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 残存機能 | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能概要 | 機能詳細 | 当該機能の削除が時間的に困難な理由 | 分類 | 事務局見解 |
| 1 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成給付実績再計算 | 利用者が実際に負担した額（軽減後の額）を介護保険サービスに係る利用者負担額として再計算し、それをもとに市町村による助成額を求め、その結果を市町村単独助成情報へ登録する。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 2 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成区分マスタ登録 | 市町村単独助成を実施するサービス種類の減免率等を給付率管理情報に登録する。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 3 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成認定入力 | 市町村単独助成事業に関する、被保険者からの助成事業利用に関する申請にもとづき、適用要件を満たしているかを確認し、申請に対する認定処理を行う。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 4 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成勧奨通知書印刷 | 市町村単独助成事業に関する、助成事業の利用可能な被保険者の抽出と支給予定額の算出を行う。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 5 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成支給申請入力 | 市町村単独助成事業に関する、被保険者からの助成金支給に関する申請の受付、申請内容の登録を行う。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 6 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成支給（不支給）決定 | 市町村単独助成事業に関する、被保険者からの助成金支給に関する申請内容にもとづき、支給可否について審査を行い、支給／不支給の決定を行う。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 7 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成支給決定解除入力 | 市町村単独助成事業に関する、被保険者からの助成金支給に関する申請内容について、既に支給／不支給の決定が行われているものを無効化し、決定前の状態に戻す。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 8 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成申請情報一覧 | 市町村単独助成事業に関する情報を一覧表示する。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 9 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成手帳情報入力 | 市町村単独助成の支給基準として障害者の情報が必要な場合において、被保険者に対する心障手帳・療養型病床群等の区分の管理を行う。 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 10 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金の対象者抽出 | 利用者負担助成金の対象者を抽出する機能です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |

# 経過措置対応（残存機能）

24 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 残存機能 | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能概要 | 機能詳細 | 当該機能の削除が時間的に困難な理由 | 分類 | 事務局見解 |
| 11 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金の対象者追加・変更 | 利用者負担助成金の対象者を追加（変更）する機能です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 12 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金の支給申請書入力 | 利用者負担助成金の申請内容を入力する機能です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 13 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金・高額合算CSV出力 | 高額医療合算サービスの支給額を確認し、必要に応じて助成金額を調整する対象者を把握するための機能です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 14 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金の支払用口座情報 | 利用者負担助成金専用の支払用口座情報を管理するための機能です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 15 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金の助成金内容設定 | 利用者負担助成金の対象となるサービス種類を管理するための機能です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 16 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金の口座振込 | 利用者負担助成金専用の口座振込依頼書、口座振込用媒体を作成するための機能です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 17 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | K-0230001)<br>障害者控除認定 | 障害者控除の申請情報及び決定内容を管理する<br>（市町村条例による） | ・確定申告で障害者控除の認定を受けるための判定を介護保険主管課で行っており、介護保険の認定情報を使用して判定を行う<br>・判定条件は市町村条例で定められており、高齢者自立度の組み合わせなど複雑な判定要件があり、市町村からは電算判定（機能の継続）や介護保険システム内での機能を望む声が多いため | 分類４ | 介護保険の標準化範囲外の事務は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 18 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | K-0230002)<br>市町村単独助成金 | 市町村単独助成金の認定内容及び、給付情報を管理する<br>（市町村条例による） | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 19 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | K-0230003)<br>市町村特別給付 | 市町村特別給付の支給内容、給付情報を管理する<br>（市町村条例による） | ・介護保険の認定・負担割合・給付制限情報から給付決定を行う必要があり、月報に計上するなど介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 20 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | K-0230010)<br>医療給付情報突合 | 医療給付情報突合リストを連合会からダウンロードして、取込処理をし、台帳として管理。過誤を行う必要がある事業者に連絡をする | ・過誤するための連絡と管理のために使用しており、機能削除後の代替事務が見つからないため継続利用する | 分類４ | 介護保険の標準化範囲外の事務は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |

# 経過措置対応（残存機能）

24 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 残存機能 | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 機能概要 | 機能詳細 | 当該機能の削除が時間的に困難な理由 | 分類 | 事務局見解 |
| 21 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | K-0230001)<br>障害者控除認定 | 障害者控除の申請情報及び決定内容を管理する<br>（市町村条例による） | ・確定申告で障害者控除の認定を受けるための判定を介護保険主管課で行っており、介護保険の認定情報を使用して判定を行う<br>・判定条件は市町村条例で定められており、高齢者自立度の組み合わせなど複雑な判定要件があり、市町村からは電算判定（機能の継続）や介護保険システム内での機能を望む声が多いため | 分類４ | 介護保険の標準化範囲外の事務は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 22 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | K-0230002)<br>市町村単独助成金 | 市町村単独助成金の認定内容及び、給付情報を管理する<br>（市町村条例による） | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 23 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | K-0230003)<br>市町村特別給付 | 市町村特別給付の支給内容、給付情報を管理する<br>（市町村条例による） | ・介護保険の認定・負担割合・給付制限情報から給付決定を行う必要があり、月報に計上するなど介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 24 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | K-0230010)<br>医療給付情報突合 | 医療給付情報突合リストを連合会からダウンロードして、取込処理をし、台帳として管理。過誤を行う必要がある事業者に連絡をする | ・過誤するための連絡と管理のために使用しており、機能削除後の代替事務が見つからないため継続利用する | 分類４ | 介護保険の標準化範囲外の事務は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |

# 経過措置対応（残存帳票）

27 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 残存帳票 | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 帳票名称 | 帳票詳細 | 当該帳票の削除が時間的に困難な理由 | 外部帳票/内部帳票 | 分類 | 事務局見解 |
| 1 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成認定申請書 | 市町村単独助成の認定申請する際に提出する申請書 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 外部帳票 | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 2 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成認定決定（不決定）通知書 | 市町村単独助成の認定申請に対する判定結果を通知する通知書 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 外部帳票 | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 3 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成減額認定証 | 市町村単独助成の認定申請に対する判定の結果、認定された者に対して発行する証 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 外部帳票 | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 4 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成　支給のお知らせ | 市町村単独助成の支給対象者に対して、支給を通知する通知書 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 外部帳票 | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 5 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成　支給申請書 | 市町村単独助成の支給申請する際に提出する申請書 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 外部帳票 | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 6 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成　支給（不支給）決定通知書 | 市町村単独助成の支給申請に対する判定結果を通知する通知書 | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 外部帳票 | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 7 | 023-0_介護保険 | 一般市、指定都市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議済みであり、当該製品について経過措置の適用が認められれば移行する予定である。 | 市町村単独助成　支給のお知らせ･支給申請書一括 | 市町村単独助成の支給対象者に対して、支給を通知する通知書および支給申請する際に提出する申請書（一括印刷） | 運用上必要である機能であり、かつ、機能削除する際にシステム全体への影響を考慮した改修が必要となるため当該機能の削除が令和７年度末までに間に合わない見込みである | 外部帳票 | 分類１ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 8 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 障害者控除認定書 | 住民税･所得税の申告の際に使用する障害者控除対象者認定書です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 外部帳票 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 9 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 主治医意見書内容確認書 | 医療費控除として申告するための確認書です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 外部帳票 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 10 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 家族介護慰労金一覧 | 家族介護慰労金支給の候補者を把握するための一覧表です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 内部帳票 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要があり、また、内部帳票については標準仕様書の「（６）外部帳票と内部帳票について」において、EUC機能での対応を原則としており、中項目の一覧管理機能として、一覧で確認できる機能やEUC機能で対応可能と考えますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 11 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金支給決定通知書 | 低所得で利用が困難な人に1割の利用者負担の一部を助成する被保険者向けの通知書です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 外部帳票 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |

# 経過措置対応（残存帳票）

27 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 残存帳票 | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 帳票名称 | 帳票詳細 | 当該帳票の削除が時間的に困難な理由 | 外部帳票/内部帳票 | 分類 | 事務局見解 |
| 12 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金のお知らせ | 利用者負担額助成金の支給対象者に対して勧奨を目的にお知らせする通知書です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 外部帳票 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 13 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | 利用者負担助成金申請書 | 利用者負担助成金の申請書です。 | 当該機能を削除したことによる市町村の運用業務変更に時間を要すると考えるため。 | 外部帳票 | 分類３ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 14 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230001)<br>障害者控除結果通知書 | 確定申告で使用するための障害者控除認定における判定結果通知を印刷する<br>市町村条例に基づき、障害者控除の認定又は非該当を印刷する | ・確定申告で障害者控除の認定を受けるための判定を介護保険主管課で行っており、介護保険の認定情報を使用して判定を行う<br>・判定条件は市町村条例で定められており、高齢者自立度の組み合わせなど複雑な判定要件があり、市町村からは電算判定（機能の継続）を望む声が多いため | 外部帳票 | 分類４ | 介護保険の標準化範囲外の事務は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 15 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230002)<br>障害者控除対象者認定書 | 確定申告で使用するための障害者控除認定の認定書を印刷する<br>市町村条例に基づき、障害者控除の判定区分を印刷する | ・確定申告で障害者控除の認定を受けるための判定を介護保険主管課で行っており、介護保険の認定情報を使用して判定を行う<br>・判定条件は市町村条例で定められており、高齢者自立度の組み合わせなど複雑な判定要件があり、市町村からは電算判定（機能の継続）を望む声が多いため | 外部帳票 | 分類４ | 介護保険の標準化範囲外の事務は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 16 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230003)<br>市単独助成金決定通知書 | 市単独助成金の認定・非該当の決定通知書を印刷する<br>市町村条例に基づき、市単独助成金の認定又は非該当を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 外部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 17 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230004)<br>助成金対象者申請書 | 市単独助成金の認定者の助成金支給対象者への申請書を印刷する<br>サービス提供月および市町村条例に基づき判定した市単独助成金の支給金額を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 外部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 18 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230005)<br>助成金支給決定通知書 | 市単独助成金の認定者への助成金支給決定通知を印刷する<br>サービス提供月、市町村条例に基づき判定した市単独助成金の支給金額、決定日および振込日を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 外部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 19 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230006)<br>助成金対象者発送簿 | 市単独助成金の認定者の助成金支給決定一覧を印刷する<br>サービス提供月、市町村条例に基づき判定した市単独助成金の支給金額、決定日および振込日を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 内部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要があり、また、内部帳票については標準仕様書の「（６）外部帳票と内部帳票について」において、EUC機能での対応を原則としており、中項目の一覧管理機能として、一覧で確認できる機能やEUC機能で対応可能と考えますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |

# 経過措置対応（残存帳票）

27 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 残存帳票 | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 帳票名称 | 帳票詳細 | 当該帳票の削除が時間的に困難な理由 | 外部帳票/内部帳票 | 分類 | 事務局見解 |
| 20 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230007)<br>助成金お知らせ | 市単独助成金の認定者の助成金支給対象者への勧奨通知を印刷する<br>サービス提供月および市町村条例に基づき判定した市単独助成金の支給金額を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 外部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 21 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230001)<br>障害者控除結果通知書 | 確定申告で使用するための障害者控除認定における判定結果通知を印刷する<br>市町村条例に基づき、障害者控除の認定又は非該当を印刷する | ・確定申告で障害者控除の認定を受けるための判定を介護保険主管課で行っており、介護保険の認定情報を使用して判定を行う<br>・判定条件は市町村条例で定められており、高齢者自立度の組み合わせなど複雑な判定要件があり、市町村からは電算判定（機能の継続）を望む声が多いため | 外部帳票 | 分類４ | 介護保険の標準化範囲外の事務は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 22 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230002)<br>障害者控除対象者認定書 | 確定申告で使用するための障害者控除認定の認定書を印刷する<br>市町村条例に基づき、障害者控除の判定区分を印刷する | ・確定申告で障害者控除の認定を受けるための判定を介護保険主管課で行っており、介護保険の認定情報を使用して判定を行う<br>・判定条件は市町村条例で定められており、高齢者自立度の組み合わせなど複雑な判定要件があり、市町村からは電算判定（機能の継続）を望む声が多いため | 外部帳票 | 分類４ | 介護保険の標準化範囲外の事務は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 23 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230003)<br>市単独助成金決定通知書 | 市単独助成金の認定・非該当の決定通知書を印刷する<br>市町村条例に基づき、市単独助成金の認定又は非該当を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 外部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 24 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230004)<br>助成金対象者申請書 | 市単独助成金の認定者の助成金支給対象者への申請書を印刷する<br>サービス提供月および市町村条例に基づき判定した市単独助成金の支給金額を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 外部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 25 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230005)<br>助成金支給決定通知書 | 市単独助成金の認定者への助成金支給決定通知を印刷する<br>サービス提供月、市町村条例に基づき判定した市単独助成金の支給金額、決定日および振込日を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 外部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |
| 26 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230006)<br>助成金対象者発送簿 | 市単独助成金の認定者の助成金支給決定一覧を印刷する<br>サービス提供月、市町村条例に基づき判定した市単独助成金の支給金額、決定日および振込日を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 内部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要があり、また、内部帳票については標準仕様書の「（６）外部帳票と内部帳票について」において、EUC機能での対応を原則としており、中項目の一覧管理機能として、一覧で確認できる機能やEUC機能で対応可能と考えますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |

# 経過措置対応（残存帳票）

27 件

資料４

| No | 基本情報 | | | 残存帳票 | | | | 事務局整理 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 業務名 | 自治体区分 | 自治体との協議状況等 | 帳票名称 | 帳票詳細 | 当該帳票の削除が時間的に困難な理由 | 外部帳票/内部帳票 | 分類 | 事務局見解 |
| 27 | 023-0_介護保険 | 一般市 | 当該製品への移行について複数自治体と協議中であり、概ね合意を得られている。制度所管省庁の確認を踏まえて協議を継続する予定である。 | P-0230007)<br>助成金お知らせ | 市単独助成金の認定者の助成金支給対象者への勧奨通知を印刷する<br>サービス提供月および市町村条例に基づき判定した市単独助成金の支給金額を印刷する | ・介護保険の給付実績情報から計算や判定を行う必要があり、介護保険の標準機能との密接な関わりがあり、機能削除が難しいため | 外部帳票 | 分類４ | 市区町村の独自事業は独自施策システムとして管理する必要がありますので、最長３年間の経過措置で削除することとします。 |